

第四議会におけるもう一つの転換

——初期貴族院と地価修正問題——

前田 亮 介

はじめに

明治二三（一八九〇）年に帝国議会が開幕してから、二七年の日清開戦にいたる四年間の政治史は、藩閥政府と議会（衆議院）の激しい対立によって彩られている。そして計六回の議会を経験したこの初期議会の政治史のうち、最も熾烈な衝突の舞台となったのが第四議会（明治二五年二月二十九日～二六年三月一日）だったことは、おそろしく論を俟たないだろう。すなわち、第二次内閣の組閣にあたり、首相の伊藤博文が山県有朋と黒田清隆を入閣させたいいわゆる「元勳総出」内閣を率いて議会に臨んだのに対し、自由党と改進黨からなる民党連合は、民力休養論の立場から、政府が提出した大型予算案に徹底した減額査定を行って対峙し、最終的に二月一〇日、天皇の詔勅という非常手段の発動により未曾有の紛糾はようやく収束した。以後、衆議院多数党たる自由党は、伊藤内閣への接近を加速させていくことになる。

本稿は、政府と最大野党が対立から協調へと転換する画期となったこの第四議会について、貴族院政治の側面からその政治変動の新たな含意を析出しようとしたものである。よく知られるように、第四議会で政府は一万二千トン級の甲鉄艦二隻を軸とした、初期議会期では圧倒的な規模の海軍拡張計画を提出し、衆議院の反発が必至のこの計画の交換材料として、民力休養要求の一角を占めていた地価修正案をはじめ政府自身の手で提出する大きな譲歩を行った。しかしこれは、憲法六十七条問題をめぐる第一議会での一院主格説の採用が象徴するように、¹これまで主要な政治交渉の舞台から排除してきた貴族院を、なおまた政府の意向次第で白にも黒にも誘導しようといういささか都合のよいシナリオに基づく構想であり、はたして、自意識を形成しつつあった貴族院を政府への不信感で結束させる帰結を招くことになった。その意味で、第四議会においては、第一議会以来の藩閥政府の二院制運用の限界が集中的に表われたのであり、本稿が貴族院政治に視角を限定する理由も専らそこにある。

もつとも、貴族院にとつて第四議会がどのような意味を持ち、またそれが政府―議院関係や兩院関係をどのように規定したかを正面から取り上げた研究は、今日まで存在しない。貴族院研究がこれまで主に注目したのは、谷干城（子爵、懇話会、一八三七―一九一一）である。その先駆者である坂野潤治氏は、日清戦後に「山県閥」の貴族院支配が進行していく以前の「貴族院の複雑さ」に着目し、藩閥政府へのラディカルな批判者としてその複雑さを体現していた谷の政治的役割を鮮やかに描きだした⁽²⁾。ただ、坂野氏の枠組みでは、谷の「勤儉尚武」論は「富国強兵論と民力休養論の中間」に位置づけられるため、国防を最優先していた初期議会の政府批判の強度は、軍備縮小論に転換した日清戦後期に比べて（或いは同時期の民党や硬六派と比べて）限界を持つことになる。谷ないし貴族院が、日清戦前の政策対立を構成する主要なアクターとなりえない所以である。

坂野氏が後景化させた初期議会の貴族院は、「自立」概念を練磨した小林和幸氏によつて本格的に前景化することとなった⁽³⁾。すなわち、谷がめざした「貴族院の自立」の客体が政府のみならず衆議院でもあったことが明らかにされ、兩院関係という論点が新たに切り開かれるとともに、谷が担い手となった「自立」の対抗的概念として（政府系の研究会が主に担う）「自制」が用意され、貴族院内の諸主体を包括的に位置づける図式が提示された。実際、「自立」を追求する新しい勢力が台頭していくためには、同時に「自立」の追求を抑制する契機が不可欠である。したがって、すでに指摘もあるように⁽⁴⁾、貴族院の「自立」と「自制」の二つの要請が同一の政治主体（たとえば谷）の内部でどのように相克したかが、換言すれば、そうした相克が貴族院の組織原理として統合される契機としての「自律」が、より積極的に

問われるべきであろう。

本稿では、谷干城と近衛篤磨（公爵、三曜会、一八六三―一九〇四）という二人の貴族院指導者を対照しつつ、政府―衆議院の対立関係に即して形成されてきた貴族院の自意識が、政府が衆議院の側に歩み寄った第四議会で大きな転機を迎え、やがて制度設計者の伊藤博文から自律した権力機構⁽⁵⁾となっていく経緯を明らかにする。以下、一では第一議会から第三議会までの貴族院内の権力状況が、二では第四議会の地価修正問題をめぐる紛糾が、三では貴族院の自律化が進行していく第五議会以降の変化が、それぞれ分析される。

一 討論終局の動議から反Ⅱ一院論へ

第二議会在終わった頃、ある貴族院関係者は、「開会中（貴族院）議事録を参照するに、出席人員は僅に（総議員二七二名の）三分の一の定足数に満ちるに過ぎず。其実例は第一期議会中最多数出席者は百五六十名にして、第二期最多数出席者は百三四十名に過ぎず。之れを彼此比照するに於ては、貴族院議員の出席者は百二三十名の間に出入す。之に由て推断せは欠席者は総員二百七十二名の半数を超へたる」と嘆いている⁽⁶⁾。まだ組織化が進展していない初期の貴族院において、毎回の出席者が総議員数の過半数に達するケースは希少だったことを、この記述は物語っている。

こうした初期貴族院の沈滞した一面を象徴するのが、「討論終局の動議」である。第一三議会で末松謙澄（男爵）の発議により二〇名の賛成者を要するとの修正が加えられるまでは、単独での同動議の提出が可能だったこともあって、第一議会以来、初期貴族院では重要法案

での議論が紛糾すると、貴族院規則第九十六条に基づく討論終局がしばし企図された。そして、いわゆる「討論終局専門家」(曾我祐準)の存在が象徴するように、これは事実上、政府の意向に忠実な貴族院の声なき多数派が、意気盛んな少数派を封殺するための手段としての側面が大きかった。

たとえば、第三議会では、鉄道敷設法案での審議時間を確保するため、提出を見合わせる約束が事前にあつたにもかかわらず、島内武重(多額納税議員、高知県)により禁止手の討論終局の動議が提出されてしまう。これには村田保(勅選、懇話会)と三浦安(勅選、懇話会)がただちに「約束が違ひます」と叫び、鳥尾小弥太(子爵、大和倶楽部)が「唯多数のために討論を盡さず、に圧倒して仕舞ふと云ふことは頗る不快のことである。又多数に任せて圧倒して仕舞ふと云ふことは諸君も少し耻を知らば差控へて居らるべきことと思ふ」と訴え、谷干城や曾我祐準(子爵、懇話会)も加勢したものの、貴族院議長蜂須賀茂韶(侯爵)は賛成者多数により島内動議を採決してしまった。この処置に激昂した谷は、「谷干城の議論を打破つて然る後に討論終局を御やんなさい」「実に卑劣な奴だ」と大呼したものの、結局声なき多数派の前に屈している。⁽⁸⁾貴族院議長は特別委員会の委員指名を一人されるなど、衆議院より制度上の権限が強かったこともあり、政府系の議長を通じてこの程度の院内戦術で当初は貴族院を統御できたのである。本稿では、こうした政府の討論終局戦術に躊躇なく与する声なき多数派の気分を、いわゆる「民党」と対峙する「吏党」⁽¹⁰⁾の系譜に属しつつも、後年の山県系(幸倶楽部+研究会)と区別する意味で、消極的「吏党」志向と呼ぶことにする。

ただ初期貴族院には、この消極的「吏党」志向に加え、いま一つの

潮流として衆議院との対比全般に敏感に反応する議員心理が存在した。これは論者の政治的立場の違いを越えてある程度まで共有されていた。実際、第一議会で明治二四(一八九一)年三月三日に政府と衆議院との妥協に基づく予算案が回ってきたとき、貴族院では、「叡慮」を理由に短期日での通過を促す松方蔵相に対し、「民党」の三浦安や谷はもちろん、「吏党」の中心と目される中山孝磨(侯爵)も「貴族院の議権」を理由に反対するなど、政府の貴族院軽視への「民」と「吏」を横断した広汎な反発が巻き起こった。⁽¹¹⁾谷委員長が辞任したこともあり、三月四日の予算委員会こそ、形骸化した単調な裁決が繰り返されたものの、翌五日の本会議は再び紛糾する。その衝撃は、政府委員の渡辺国武大蔵次官が「議場騒然、谷子爵、三浦安等大に反対す。茲に於てか貴族院議員、予算成立派・予算不成立派の二派か成る。而して成立派最多数を占め、余も亦力を極めて不成立派を攻撃す」と日記に書きとめたほどだったのである。⁽¹³⁾

渡辺大蔵次官が弾劾した「予算不成立派」の行動力は、確かにその勇名に恥じないものだった。まず彼らは、予算審議を会期切れに追い込むべく、長大な質問演説を繰り返す牛歩戦術を取っている。次いで議事の定足数を満たさせないための欠席戦術を試みたが、これは伊藤議長が扉を施錠させて議場からの脱出を防いだことで失敗した。最後には、予算を款項にいたるまですべて朗読させた(朗読を担当した書記官の矢代操(明治法律学校の創設者)はこの一ヶ月後に三九歳の若さで早逝している)ものの、当局があらかじめ夜の十一時半頃に時計を止めており、時計の針が日限の夜一二時を刻むことはなかった。⁽¹⁴⁾かくして予算不成立の事態を免れたのである。

そして、「予算不成立派」の精神は、最終日の三月七日になされた

地租軽減法案の審議のうちに、より鮮明に見出すことができる。この日、渡辺が議場で、衆議院を通過した同案を「直ちに否決せざらんことを周旋」したところ、「衆議員頑然聴かず。余（渡辺）大に怒り袂を揮つて去る。然して事終に止むを得たり」という一幕があった。⁽¹⁵⁾ 渡辺が衆議院への政治的配慮から、地租軽減法案を否決ではなく、おそらくより微温的な審議未了に追い込むよう「周旋」を図ったのに対し、貴族院は当初、衆議院の意志が濃厚に刻印されたこの法案を「直ちに否決」できないことに強い拒否反応を示したのである。実際、伊東巳代治もこの頃、「貴族院に於て宛も旧元老院の検視金の如く、事もなく通過すべきや甚だ覚束なき事なり。若し一ヶ条にても修正せば、政府と衆議院と折合ひ付きたるにも拘はらず、僅々屈指の期限内に於て纏まるべき望無之候。殊に貴族院に於ては過半減租不賛成なるべきを以て、歳入に付き衆議院との間に大衝突を来すべし」と両院対立に伴う予算の不成立を憂慮している。⁽¹⁶⁾

以上の過程において、消極的「吏党」志向が「予算成立派」および地租軽減法案への審議未了派と一致するとすれば、「予算不成立派」および同法案の即時否決派についても性格規定が必要となろう。この両者に共通した、政府の衆議院重視の姿勢に反感を覚える議員心理を糾合し、政府よりも衆議院との差別化を推進する方向で貴族院の自立性を確保しようとした指導者こそ、谷干城であった。すでに議會開設直前の明治二三年七月、元老院議長の渡辺昇が貴族院議長公選論を打ちだしたとき、谷は七子爵とともにただちに意見書を提出し、「貴族院議長にして議長の推撰に依り勅任せらるゝ如きは恰も衆議院議長の椅子と異なる所なく、實際上に於て全く貴族院令を左右するものなり」と両院の議長を対比して反駁したが、これは名実ともに貴族院に

おける谷の政治活動の出発を告げるものであったといつてよい。

本稿は、谷の貴族院指導の第一義的特質を、その対決的な両院関係観に見出す。それは第一に、「若し断然其の非を認め野父（谷）等か希望を充すに至れば、薩も可なり長も可なり民党も亦可なり」と是々非々主義を掲げる谷において、少なくとも第四議會までは政府からの自立以上に衆議院からの自立が重視されていたからであり、また第二に、「民党」の同志には曾我祐準や近衛篤磨など、谷よりもはるかに両院横断に積極的な議員がおり、彼らと谷のあいだには対衆議院関係をめぐって時に緊張が発生したからである。

初期貴族院において谷の存在感を一举に高めたのは、谷が第二議會に提出した、いわゆる「勤儉尚武」の建議案であった。これは確かに、民党の政費節減論と共振する側面を持っており、また批判者からそのように受け取られたが、谷や三浦が政府攻撃のためのものではないと強調したように、むしろ第一議會で政府から軽視された貴族院による、経済政策を通じた政治的自己主張というべきものだった。⁽²⁰⁾ これは結局、「勤儉尚武」を掲げる政府系の研究会が、「貴族院内の」百方老骨迄駆り出し候而漸くに勝を制し⁽²¹⁾、七八対九七で否決されたものの、谷に批判的な法制局長官の尾崎三良も「双方互角の勢を以て討論あり。…本日は本年議會開けしより初めての熱心論なり。議席傍聴席とも充滿す」と評価したように、ここに「勤儉尚武」派が誕生したことは、貴族院政治史の確かな一歩となった。そして谷はこの第二議會の解散についても、「時期甚だ早く、眼中貴族院なきもの、如し。是甚遺憾なり。衆議院の決議は未だ最終決議に非ず」と、専ら政府の衆議院偏重という第一議會と連続した観点から、「大早計」と断じたのである。⁽²³⁾

こうした結果、貴族院「民党」の雄たる谷の周辺では、伊藤系官僚

が警戒したような、衆議院の民党（特に改進黨）との連携を積極的に志向する両院横断の志向が、次第に強まってきた。すでに第一議会の開会直前、改進黨の田中正造は大隈重信に、「貴族院中の人々と三派合同五十人計り昨夜一會いたし候」と報じている。⁽²⁴⁾第二議會直前には、谷の長年の盟友でもなく懇話会の領袖となる曾我祐準を、大隈と會合させる計画が具体的に進行していた。メッセンジャーとなった竹越与三郎によれば、曾我はこの申し出を「上院は民党とか何とか名のつくと迎も其人の意見行はれざる傾有之、已に谷も之には困り居る様子なれば、假令政治的の意味なき事にも大隈との會合は余り為めにならぬ」と固辞したものの、「併し上院に入りて…それとなく独立と称して民党の案を通過させるは勿論の事たるべし」と貴族院における民党提出法案への協力は積極的に約束した。のみならず曾我は、「谷と大隈を會せしめては如何にや」と竹越に逆に提案し、谷・大隈提携を自らが仲介する動きすら見せていた。⁽²⁵⁾曾我が貴族院議員としてはじめて臨んだ第三議會では、「民党」が「吏党」議員の欠席するタイムインダを見図らって「選挙干渉に関する建議案」を緊急動議で提出し、さらに「吏党」側の戦術である討論終局動議を逆用して、少数ながら勝利を取めた珍しい一幕があったが、このとき曾我は、「どうも僕は今迄は戦争程面白いものはないと思つて居りましたが、議員生活も戦争に次いで面白いものだ」と喜んだといわれている。⁽²⁶⁾

また、谷・曾我の懇話会とともに「民党」の一翼を担った三曜会の近衛篤磨も、この頃から政治に傾斜しはじめた。「民党」議員でも法理論への関心が一際強かった近衛は、明治二五年一月、明治憲法論、とりわけ伊藤博文の『憲法義解』批判を主題にライプツィヒ大学で学位を取得した卒業論文を元にした「國務大臣の責任」と題する演説を

華族同方会で行い、これを「此論題は彼の自由党、改進黨の諸人士の政談演説に類するが如きも、余は政略上よりして大臣の責任を論ずるに做はずして、唯々学理上より聊か所思を陳じ」たと正当化している。⁽²⁷⁾これは華族間で少なからぬ反響を呼んだと思われ、実際、近衛主催の討論会は、これを「甚不穩」とみる蜂須賀貴族院議長によって中止に追い込まれた。⁽²⁸⁾そして近衛もまた、第三議會では改進黨と近い貴族院議員と目されたのである。⁽²⁹⁾このように、華族秩序の設計者たる岩倉俱視とはおのずと断絶した政治意識を有していた近衛は、第一議會で伊藤から仮議長に抜擢されるなど、その「学理」によって「政略」を乗り越えようとす演繹的なリーダーシップを通じて広い範囲から次世代の貴族院指導者として期待されていたのである。

しかるに、「それとなく独立と称して」民党との連携が可能と誇る曾我や近衛のような「民党」議員と谷とのあいだには、一定の徑庭が存在した。たとえば、井上毅がこうした「上院の急激流」の抑止力として、谷の「中立論」に積極的な意味を認めていたことは、⁽³⁰⁾谷が必ずしも政府や「吏党」との対決に固執しない姿勢を有していたことを物語る。「中立論」とは、時に「民党」を抑制し「吏党」と協調してでも貴族院の自立を最重視する谷の姿勢を、井上の立場からの確に捉えた言葉であった。谷が二院制の意義を強調するのも何より、政府・衆議院の構造化した政治対立を「皇室の藩屏」として調停（「中立」）しうる点に、貴族院独自の存在理由を見出すからにはかならない。

第三議會における貴族院予算委員会が谷委員長の下、衆議院で削減された政府提出の建艦費について政府原案を復活したのは、まさにか「中立論」的志向の現われだった。これには本会議においてより衆議院の意向に敏感な近衛や曾我が、衆議院の予算先議権への配慮と、

予算費目追加による行政権の侵害への懸念とから抗議を行っている。特に近衛は、予算委員会での議論が、政府原案ではなく衆議院の議決を原案としたものであれば、新費目の追加が憲法違反になる可能性を示唆した。しかし谷は「別問題」だとして応答せず、また蜂須賀議長もこれに同調した。谷と研究会の同床異夢的な連合による建艦費の復活であった。谷は貴族院の予算審議権を擁護する観点から、懇話会や三曜会の同志をむしろ抑圧したのであり、この一点においては、清浦奎吾などの研究会幹部とも共闘関係にあったのである⁽³¹⁾。

またこれに続けて谷は、貴族院の修正に起因した予算不成立（両院協議の決裂に伴う）のシナリオについて、修正の効力を限定的に解釈していた井上毅に詰問の書簡を送り、井上の「一部不成立にて全部〔の予算不成立〕に不及と之説」を「政府の都合」からなる「甚た不当」なものと批判している⁽³²⁾。この谷の批判は、貴族院レベルの合意を経ない限り、国家予算全体が不成立となるべきだというセクシヨナルな自己主張を内包していた⁽³³⁾。そして、こうした論理は、おそらく谷の主観と立場を越えて、これまで不遇意識を抱いてきた少なからぬ数の貴族院議員たちに希望を与えるものだったと思われる。

しかし、貴族院の予算審議権の確保を絶対視した、谷のやや強引な議事運営は、衆議院の強い反発を惹起するとともに、次第に「民党」の同志との齟齬も拡大していった。そして、こうした齟齬を最も促進したのが地価修正問題にほかならない。政府でもいち早くその切実性を認識していた地価修正論⁽³⁴⁾は、地方行政上の現実的な要請と結びつきつつ、次第に地租軽減論をも上回る求心力を獲得しつつあった⁽³⁵⁾。続く第四議会において、藩閥首脳に一瞬でも甲鉄鑑二隻の対価たりうるとの錯覚を抱かせるだけの社会的要請は存在したのである。

それゆえ、第三議会の地価修正法案（衆議院提出・可決）の審議では、曾我や小沢武雄（勅選、懇話会）が賛成票を投じたのみならず、「勤儉尚武」派の盟友だった三浦安までも谷方式に疑念を投げかけるにいたる。三浦の疑念は主に、谷の地価修正反対論の正当性に対して向けられた。すなわち、貴族院が地価修正法案を最終的に四七・対一二五の大差で否決する原動力の一つとなった谷は、その反対演説において、まず地価修正を地租軽減と同一視した上で、「消極」政策たる地租軽減Ⅱ地価修正に「積極」政策たる持論の海防強化を対置し、地価修正反対を正当化する論法を用いていた。しかし、そこには地価修正論が地租軽減論とは本来別個に提起していた、全国的な公平性の保障という観点が、全く捨象されていた。そして谷は、「地租軽減をしたならば：或は衆議院の御機嫌も宜しい」などと衆議院への反感を随所に滲ませつつ、演説の末尾では、衆議院議員とは異なる存在理由を持つ貴族院議員としての誇りと自覚を持つよう、議場に向かって次のように情熱的に呼びかけている。

満場の諸君、諸君は即ち貴族院の議員である。貴族院議員の諸君は、衆議院で決議して来たことは兎も角も之に従はねばならぬ、若し之に従はぬときは遂に他日の軍備拡張も出来ない、と斯う云ふ様な御考であつては、大変な間違いであります。さう云ふことになつては、両院に立てられた主意と云ふものは立たない。貴族院は貴族院、衆議院は衆議院。斯の如くになつてこそ、始めて両院の効能は立つと思ひます。

この「貴族院は貴族院、衆議院は衆議院」という谷の演説に対し、地価修正法案に賛成する少数派の一人だった三浦は、ただちに「地租軽減のいやみを以て地価修正の美なる趣意を抹殺することはできません

ぬ」と鋭く反論を寄せた。三浦は民意への応答という観点から、「人民よりも斯く請願し、衆議院に於ても斯く提出されたのを、其趣意までを丸で抹殺して仕舞ふと云ふことは、果たして貴族院議員の義務でありませうか、ありませんまいか」と谷に問いかけ、また谷のきわめて対決的な両院関係観についても、「御失言」「御熱心の余りに…御説の間違」といった強い言葉でその硬直性を非難したのである。⁽³⁶⁾

谷がこの三浦の反論を遮るかたちで「夫れでは一院論になり、ます」と叫んだのは、以上みてきた谷の両院関係観の必然的な帰結であった。ここに表われた、貴族院の衆議院への同質化や系列化を指弾する谷の姿勢を反一院論と呼ぶことができよう。この反一院論は、「吏党」議員を含め、反衆議院感情を共有した貴族院内の広い支持を調達することが可能であり、谷の政治的台頭の一つの条件を説明する。だが、解散が不可能な貴族院が過度に反衆議院化し、議院政治が硬直してしまった場合の処方箋を、谷が持ち合わせていたとは思われない。そして、衆議院が代表する民意（地価修正）への一定の配慮の必要を説いた盟友三浦の訴えも、貴族院の自立性の確立を焦る谷には、「一院論」者の片棒をかつぐ議論と聞こえてしまうのである。

もちろん初代貴族院議長の伊藤が、第一議會における予算取扱手続案の審議で一院主格説につながる条項⁽³⁷⁾の削除を図った谷について「小生は断乎不承知を唱へ置候」と不快感を隠さなかったように、⁽³⁸⁾谷には議會開会以来、藩閥政府の貴族院軽視を改めるべく自己主張してきた輝かしい歴史があった。だが、いささか皮肉なことに、第三議會中の追加予算問題や地価修正問題で谷が闘士として存在感を発揮することができたのは、前議會の「勤儉尚武」建議案の折とは異なり、政府の貴族院軽視を甘受し、討論終結の動議に同調する研究会との同盟が成

立していたからだだった。自立性の主たる指標を衆議院からの距離に見出す点で、谷の貴族院指導には、「藩閥の藩屏」としての貴族院像の再生産に結果として資する一面があったといえよう。

実際、この第三議會での地価修正案の否決を一つの契機として、衆議院側の反貴族院感情も急速に高まっていく。第四議會前後には、「輿論」に応答していないという民党からの貴族院批判は頂点に達するにいたった。⁽³⁹⁾すでに第一議會後にも、ある自由党領袖が「本年議場の一大輿論は政費節減・地租軽減に而…地租田畑五厘減に衆議院に而大多数決に相成たるも、不思議にも意外にも貴族院に而之を議了⁽⁴⁰⁾、⁽⁴¹⁾議院の苦⁽⁴²⁾水泡に帰せしたるは、実に三百議員は勿論、四千万同胞の遺憾とする所なり」と地元で報告していたように、⁽⁴⁰⁾地租軽減法案を廃案に追い込んだ貴族院を、衆議院のみならず「四千万同胞」の敵として名指しする声は存在した。だが、民党の主な矛先が藩閥政府に向いている限りはまだ安泰であり、また会期切れによる審議未了が免罪符となりうる余地もあった。⁽⁴¹⁾しかし、谷が体系化した反一院論を通じて徐々に自意識を形成していった貴族院は、第一議會では政府に阻まれてなしえなかった民力休養法案の否決をついに実現する。そしてその半年後の第四議會で、貴族院は政府自らによる地価修正問題の提起という、深刻な自己矛盾の契機に直面することになる。

二 地価修正問題の政治力学

第四議會は明治二五（一八九二）年一月二九日に開会した。この直前の二七日、伊藤首相が交通事故によって全治二ヶ月の重傷を負い、井上馨内相が臨時首相となった。そして一二月三日から一八日にかけて

て開催された、自由党の河野広中を委員長とする予算委員会で、懸案の海軍拡張については新規建艦費三三二万円が全額削除されてしまう。翌一九日、渡辺国武蔵相は衆議院予算委員会の報告に対して査定案に同意したい旨を表明し、交渉の舞台は二一日からはじまる衆議院本会議に移行したものの、まもなく年末年始の休暇に突入する⁽⁴²⁾。

先述したように、第四議會での政府の当初のシナリオは、総額二〇〇万円弱に及ぶ、甲鉄艦二隻を主軸とした海軍拡張と、地価修正とを、議会与交換するというものだった。第一議會以来、政府が提出してきた海軍拡張計画は、いずれも巡洋艦・報知艦などの中小艦を軸にし、しかも老朽艦の代艦建造という現状維持の範囲内に圧縮（それすら第二・第三議會では削除されたが）されており、「富国強兵」の名に値しないものだった⁽⁴³⁾。そして海軍の長年の悲願だったとはいえ、いかにも唐突な大軍拡が閣内統合力の高い伊藤内閣のもとで準備された理由は、政治的なものだったと思われる。すなわち、伊藤自身は第四議會直前、甲鉄艦待望論にみられる海軍の「大艦」志向に批判的であり、議会の求める海軍改革にも積極的な姿勢を示していた⁽⁴⁴⁾。「元勳総出」内閣にも結局抑止できなかった海軍拡張計画の推進要因となったのは、以上の点に鑑みて、伊藤の樂觀でも海軍の突き上げでもなく、おそらく法相の山県有朋であった。海軍拡張と地価修正の抱き合わせは、一面で、山県と伊藤の妥協の政治的表現だったと考えられるのである。しかし、地価修正法案に相応の支持が期待されたのも事実である。たとえば、開会直前の一月一日の党大会で、自由党は、海軍改革を前提とした海軍拡張を最重要課題と位置づけ、長年掲げてきた地租軽減を党議から外すにいたっており⁽⁴⁵⁾、またすでに明治二五年末の時点で自由党内でも地価修正派議員により巡洋艦・報知艦といった中小艦

については建艦費復活をめざす動きがあった⁽⁴⁶⁾。とはいえやはり大艦たる甲鉄艦については、予算案の本会議が再開された翌二六年一月九日の時点でほぼ交換が成立する可能性は失われていた⁽⁴⁷⁾。結局、一月二日に予算会議が終了するまでに、予算委員会での査定が高等中学校費を除いてほぼ踏襲されることになる。

海軍拡張が困難になった以上、政府としては、貴族院に回った地価修正法案を、何としても葬り去る必要があった。だが、ここで政府が自ら法案を撤回する道を選ばず、貴族院の手で否決させて状況を收拾する方針を取ったため、民意に応答していないという集中砲火を貴族院だけが浴びてしまう、歪な状況が生まれた。やはり衆議院を通過した地租軽減法案も、貴族院ではじめて否決されたことと相俟って⁽⁴⁸⁾、第四議會では「貴族院廃止の説」すら叫ばれる事態となったのである。もちろん、前議會に引き続き地価修正法案に賛成する意向があった「民党」では、曾我が政府の方針に態度を一層硬化させ、これを政府による法案「見殺し捨て殺し」と非難した⁽⁴⁹⁾。しかし、こうした政府の責任転嫁の姿勢に最も強く反発した議員の一人が、西園寺公望（侯爵、無所属）であった。すなわち、西園寺は「貴族院を怨府ならしむる之不得策」と「撤回策を政府自ら取る之道理」を訴えるべく、同志を糾合して地価修正法案「撤回」の建議案の提出を準備する⁽⁵⁰⁾。西園寺は、早くから蜂須賀議長が副議長に推薦しており⁽⁵¹⁾、また後年には近衛篤磨と蜂須賀議長の後任の椅子を争うなど⁽⁵²⁾、基本的には政府（研究会）と近い立場にあった。特に、当時、次期議長への階梯と目された全委員長選挙では、毎回のようにな近衛と西園寺が接戦を繰り広げており、非「民党」陣営で近衛のライバルとなる人物だった⁽⁵³⁾。

以上は初代貴族院議長を首班とした内閣としては、配慮に欠く措置

だっただろう。政府系の西園寺でさえ憤懣を隠さなかったことから窺えるように、地価修正法案をめぐる政府の対応は、形成されつつある貴族院の自意識を著しく傷つけたのである。しかも、この状況を前に、貴族院指導者としての谷は、政府の法案撤回を要請しつつも、原理的には第三議会と同様、研究会と連携した反一院論の姿勢に終始し、十分有効な対応をとることができなかった。谷や鳥尾の地価修正反対について、「鳥尾子若し衆議院に在らしめば純然たる吏党也。井の角〔井上角五郎〕の類のみ。谷子若し衆議院に在らしめば、彼れも亦遂に吏党たるを免れず。彼れ幸に暗黒の中に稍鼠色を帯ふるを以て、僅に吏党の称を免る、のみ」⁵⁵とその「吏党」性が取り沙汰され、また谷が「民党」の同志たちと当時試みていた政府―衆議院調停の試み⁵⁶についても、「谷子の如きは地価修正案謀殺者の一人にあらずや。自ら官民衝突の源を作りて今日調和を試むるとは、鉄面も亦甚たしからずや」との冷評が浴びせられたのは、その証左であった。かくして、地価修正問題は、初期議会期の貴族院のジレンマを最も象徴する争点となっていく。

貴族院本会議における地価修正法案の審議は一月三日・四日・一六日の三日間で行われた。その二日目、現役の和歌山県知事であり勅選議員である沖守固（無所属、のち幸倶楽部）は、「議会有之様実に混雑にて、貴族院昨今は殆衆議院之如く、議員間に激戦を起し申候。巡查を派出し、議員を護衛する場合に到り申候」と議場内の「衆議院」化の様子をいきいきと描きだしている。⁵⁸貴族院らしからぬ「激戦」を可能にした秘密の一つは、政府の貴族院操縦の武器であった討論終局戦術の機能不全にあった。

たとえば、これに先立つ第三議会では、地価修正法案の審議が第二

読会に移る前に小笠原寿長（子爵、三曜会、のち研究会）が討論終局の動議を提出し、八六・対・八四の僅差で可決されてしまっていた。⁵⁹

しかし、第四議会では、第一読会の最中に再び稲垣太祥（子爵、研究会）によってこの禁じ手の動議が提出されたにもかかわらず、今回は少数の賛成にとどまった。これには、怒れる地価修正論者たる曾我が、初期貴族院の言論の停滞を招いてきた声なき多数派を糾弾して「無神経に此議論を御聴きになる御方は随分御苦勞でござりませうが、併ながら貴族院議員として国家の大政を議するのに、仮令己が演壇に登って言はいでも聴いて居る位の御辛抱は、一日や二日はどうしても願はなければならぬと思ひます。…実に卑怯未練な仕事で、是れ程の問題を議するのに、己が登って言はんでも、黙って居って聴いて居ることも耐へ切らぬことは、実に驚入った次第と考へます」と積年の不満を直截に語ったことが、或いは奏功したのかもしれない。⁶⁰

しかるに、これは、この背後で「討論終局専門家」たちを指嚇していた伊東巳代治に静かな衝撃を走らせるに十分な異変であった。一日のみで葬り去るはずだった地価修正法案の審議が、三日に及ぶ混戦の末によりやく結了したとき、伊東は伊藤首相にあてた手紙で、全体の経過報告とともに予期せぬ苦戦への戸惑いを伝えている。

特別地価修正法案の儀、一昨〔一日〕土曜日、打合せ不十分の爲め、討論終結の動議を出さしめ候も僅少の数差にて遂に今日に引続き候事と相成候故、其後も一層運動を試み、既に右の如く討論終結の動議にて一敗致候暁に付、最早飽迄勇戦の外無之中途より方略を一転し、先づ敵味方とも戦ひ疲れ候迄相戦ひ、本日四十九に對する百二十四の大多数を以て否決せられ候。其間西園寺侯爵より撤回論など相起り候へとも種々弁破して右の如き意見を

止めさせ候等、苦戦甚だ力めたる儀に御座候。⁽⁶¹⁾

票数の上では、前の第三議會と同様、二・五倍の差をつけて賛成派を圧倒（四九・対・一二四）したにもかかわらず、伊東がこのような徒勞感を表明せざるをえなかったのは、討論終局戦術にみられる、消極的「吏党」志向に依存した第一議會以来の貴族院支配が行き詰まりつつあることを、この三日間で痛感させられたからだろう。かつては伊藤から「貴族院中の事情は如視於掌上分明ならん」⁽⁶²⁾とまで評された伊東の役割の、終わりの始まりであった。

無論、勅選議員で無所属の尾崎三良が「第三議會での否決から」僅か五六箇月の間に此の案（地価修正法案）が再び此院に現はれて来たこと云ふことは、甚だ本員は遺憾に存するところであります。然も此度は政府より出て来たので是れ又一層遺憾を増す訳であります。：監獄費国庫支弁案と云ふものを先づ議して、然る後でなくんば此地価修正或は地租軽減と云ふものに及ぶ訳はない。是れは即ち前議會以来の貴族院の意思である」と述べたように、⁽⁶³⁾大勢は動かなかった。すなわち、伊東のシナリオは結果として破綻を免れたものの、貴族院をあくまで操作可能な客体とみなす枠組みから自律した政治的「意思」を、貴族院は民力休養問題を通じて胚胎していったのである。

ただ、民意への応答不全という批判が突きつけられる中、慣れない激戦を演じた「吏党」議員にも迷いがなかったわけではない。たとえば、反対票を投じた現役地方官の沖は、県庁への報告で「曾我、三浦等之挙動を知り候而は卑劣千万之事有之、筆紙に尽し兼候」と地価修正に賛成した「民党」議員を非難した上で、「和可山県之如き一県之利害に於而は修正之必要を感じ候得共、国家全体より洞觀致し候得は今日之場合に而は否決致し候より外無之、小生は貴族院之本分を尽候

為め否決に賛成致候」と経緯を説明している。⁽⁶⁴⁾自身の投票行動を「一県之利害」よりも「国家全体」の利害に鑑みた、「貴族院之本分」に即したものと位置づけることで、沖は地価修正反対を自己正当化したのである。だが沖も認めざるをえないように、地価修正は少なくとも「一県之利害」としては正当性があるのであり、しかもそうした一県の利益が「国家全体」の利益と二律背反となる保証はない。⁽⁶⁵⁾衆議院によって代表されえないような公共利益への確たる展望も欠いたまま、専らその反射として召喚される「国家全体」の観点とは、やや内実が空疎であり、そうした空疎な自己規定に裏づけられた「貴族院之本分」は、早晚問い直しを余儀なくされるであろう。

そして、その最初の機会を提供することになった貴族院指導者こそ、近衛篤磨であった。⁽⁶⁶⁾まず、近衛は、民力休養論として当時唱えられていた地租軽減論・地価修正論・監獄費国庫支弁論の三者それぞれに、「国民負担の軽減」に資する正当性を認めていた節がある。近衛の機関誌である「精神」では、「民力休養の希望」が多元化していずれも実現せず、しかも「地租軽減の己み難きを論ずるものは地価修正を排斥し、地価修正を唱ふるものは地和軽減を非難し、地租軽減を論ずるもの・地価修正を唱ふるものは俱に監獄費国庫支弁に抵抗せんとするの傾向」により相互が激しく排斥しあう現状を改善すべく、帝国議會の場で希望を集約する必要性を提唱している。⁽⁶⁷⁾尾崎三良が「貴族院の意思」をそこに託したような、監獄費国庫支弁と地価修正をトレード・オフの關係で捉える思考が貴族院で支配的だった点を考えると、この思考から解放されていた柔軟さは際立っていたといつてよい。

それゆえ、一月二六日、地価修正法案が圧倒的な多数で否決されたとき、「精神」は、貴族院では稀な、三日間もの「大論戦」が生じた

ことは歓迎しつつも、「今の貴族院の如きは、如何に孔子あつて明論を吐き釈迦來りて良説法をなすも、其の決議の勝敗に何かあらんや。本案の否決せられたるは、否決せられたるの日に否決せられたるにあらざるなり」と嘆かざるをえなかつた。⁽⁶⁹⁾それは、清浦にせよ谷にせよ、貴族院議員たちがややもすると衆議院への対抗意識から民力休養法案の否決に躍起になる心理を、的確に批判したものであつた。地価修正案の委員会で谷が「此衆議院の議案をどうするかと云ふことを何ふには決して及ぶまいと思ふ。衆議院の鼻息を窺う様なことは甚だ然るべからぬこと、思ふ」と発言していたことが示すように⁽⁷⁰⁾、問題は政府の意のままに「人形之処作を為す議員にとどまるものではなかつたのである。そして、反一院論によつて傷ついた二院制の正当性を再調達するためには、政府と衆議院の対立を与件として貴族院の存在意義を打ちだす（谷）だけではなく、政府―衆議院関係の流動化に対応した、新たな「貴族院之本分」を創出することが急務であつた。

近衛のそうした方向の模索がその最初の尖鋭な表現を見出したのは、地租会議構想にほかならない。すなわち、地価修正案が大差で否決された翌日の一月一七日、三日間議場に姿を現さなかつた近衛は、「地租会議設置の建議案」を惣然と貴族院本会議に提出した。この構想はすでに第四議会の開会まもない時期に提示されており、⁽⁷²⁾満を持して政治過程に投入されたものだったと推測される。近衛が一九日に行つた演説によれば、「地租会議」とは、既存の鉄道会議をモデルとして「地価の修正すべきものがあるならば其財源と其方法を調査し、地租の減すべきものがあるならば其財源と其度合とを調査し、…凡そ地租に関する事柄は総て其会議に於て調査すると云ふことに会議を組織」したものであり、二年をめどに、地租軽減・地価修正はもちろ

ん、地価標準以外の徴税手段も視野に入れるなど、地租に関する総合的調査を行うことを目的に創設される審議会であつた。メンバーとしては、政府委員と貴衆両院の委員の他、各地方の「地租のことに明るい人」の招聘が予定された。以上のプランを通じて、近衛は、貴族院が今日の輿論で「怨府」とされている現状を改善し、むしろその根本原因である地租問題において貴族院が政策的主導権を握つていくための一つの選択肢を提示したといえよう。それゆゑ民陣陣営からも、「渠れ硬骨議員の名を負ふて地価修正三日の連戦に一回も出席せざりしは吾人の私に遺憾とせし所、然れども此日の演説は確に之を償ふて余ありき。…渠が貴族院中有望に好公子たるは確かに此際に現はれたりき」との声が挙がつたのである。⁽⁷³⁾

もちろん近衛が地租会議について「世上では大分議論がありまして是れは地価問題を門前払にする一の計畧であるとか猾手段であるとか云ふことを言う人があります。殊に足立〔孫六〕代議士〔自由党・静岡五区〕の如きは自由新聞の論説でひどく之を駁撃せられ」と述べたように、この構想はこれまでの「民党」路線とは一線を画していたため、貴族院に社会統合の主導権を握られることになる衆議院の地租軽減派・地価修正派からは警戒をもつて迎えられた。⁽⁷⁴⁾しかしそれだけに、両院関係の最大焦点だった地租問題について新たな合意形成の枠組みを創出し、貴族院の危機を好機に代えようとする近衛の構想は、議場でも耳目を集めた。⁽⁷⁵⁾最終的には地租問題で最も強硬だった谷も条件付きで賛成するなど、地租会議建議案は大多数で可決された。

もつとも、貴族院が現実の対立の調停に寄与しうる余地はほとんどなかつた。地価修正案の否決と同日の一月一六日、井上臨時首相が議会演説であらためて議会の査定案に不同意を明言した。この演説は、

草案を事前に伊藤と山県がチェックし、一四日朝に井上が参内して天皇の前で朗読したものだ⁽⁷⁶⁾。だが政府には、六十七条費目については円滑な行政の必要性を、また建艦費については「憲法の許す範囲」での復活の可能性を、唱え続けるほかなかった。この日、渡辺蔵相と有名な「一銭一厘」問答を展開した改進黨の尾崎行雄が、政府の前者への不同意の理由が財源問題でも憲法問題でもない⁽⁷⁷⁾と鋭く見抜いたように、政府はさほど喫緊の予算でもない六十七条費目に固執したことで、空前の政府―議会对立を引き起こしたのである。一月二三日、河野広中らが内閣弾劾上奏案を提出し、政府はただちに一五日間の停会を決定した。

この日山県は、腹心の品川に「議会も一先停会に決し、生(山県)の意見と同一之回答に有之候得共、此先数日中如何之変態を可生は今より難予期事御察可被下候」と不安な心情を書き送っている⁽⁷⁸⁾。山県は不安を裏打ちするように、二六日に療養先から帰京した伊藤は、憲法六十四条の事後承諾条項を活用した建艦費の復活を図る山県⁽⁷⁹⁾を着実に封じ込めていった。天皇の勅答による打開にむけて、伊藤は陸奥宗光外相などの重要閣僚にも秘しつつ⁽⁸⁰⁾、山県への説得を最優先していったのである⁽⁸¹⁾。かくして、大勢が決した二月八日に辞意を表明した山県を尻目に、二月一〇日、伊藤の主導で「和協の詔勅」が下ることとなった。

こうして決着した第四議会の政治過程を通じて、貴族院政治の中心は次第に谷から近衛に移行していくことになった。谷においては、政府と衆議院の対立関係が政治観の与件をなしており、その与件の下に貴族院の存立基盤も設定された。それゆえ谷の政治行動は、第一に、両院関係の次元では闘争的な反一院論として表れ、貴族院を自立し

た単位とすることに精力が傾けられた。そして第二に、第四議会のように政府と衆議院の対立が収拾不能に陥ったときは、「皇室の藩屏」たる貴族院こそが(国防問題での)政府への入説を通じて対立の調停を主導しなければならず、そのことが反一院論の正当性を支えていた⁽⁸²⁾。しかし、その先の見通しはなかった。「和協の詔勅」により政府―衆議院の対立が一举に解消に向かい、貴族院だけが「怨府」として取り残されたとき、谷の貴族院指導もまた大きな限界に直面したのである。

その意味で、詔勅以後の谷の変化は不可避であった。すなわち谷は、「あれほど、貴族院の審議権の維持・拡張に固執した」にもかかわらず「自らそれを放棄するに至った⁽⁸³⁾」のであり、予算審議権の発揚に執着する貴族院内の同志を再び抑止し、「吏党」と協力しつつ、政府―衆議院の妥協に基づく予算案受け入れを決断・主導する。谷においてこの詔勅は、一面で、模範的な天皇像の発露にほかならなかったからである⁽⁸⁴⁾。しかしこうした姿勢では、貴族院を排除した伊藤の詔勅政策への論理的な防禦網を構築しえないのみならず、貴族院自体の政治的求心力を低下させる一方だった。谷は第五議会以降、再燃した対外硬運動に合流して失われた民意との接合を模索していくことになる。

これに対し、近衛が目指したのは、谷が単位として自立させた貴族院を、明治憲法体制の内部で円滑に作動させていく―自律化―のための条件の再定位であった。明治憲法下の貴族院が「政府と衆議院との間に立ち、彼の(法の女神である)「ヂユスチ、ヤ」の地位にあらざる可らず」と専ら司法とのアナロジーで捉えられたように、近衛⁽⁸⁵⁾にとって、政治対立を制度的に調停する機関としての貴族院の自律化は、明治憲法体制の安定的運営にとって不可欠だった。政治と衆議院の対

立を与件とした自己定位は、貴族院の拒否権集団化や天皇の最終的動員を招く以上、斥けられなければならないのである。

それゆえ、政府と衆議院が接近する新たな状況の到来は、政党内閣への近い将来の移行を近衛に予感させるに十分であった。⁽⁸⁶⁾ 政党内閣ないし藩閥―民党の連合内閣の樹立にむけて、貴族院がはたすべき調停の具体的手段も、対立する主体間の利害調整にではなく、普遍的な合意を調達しうる政策体系⁽⁸⁷⁾や法解釈の提示能力に求められる。近衛が集団の継続的な組織化にあまり関心を払わず、またその主張がしばしば演繹的な性格を帯びたのも、「奇策は拙策なり」といった言葉にみられるように、「正論」を政治社会に提供しうる自身の知的リーダーシップで「政治」を陵駕しようという自負におそらく由来していた。⁽⁹⁰⁾ そして第四議会後から日清戦後の貴族院には、政治に学理を対置する、かかる演繹的気質の政治指導者が台頭する条件が存在したのである。

確かに、第四議会が伊藤の超然主義の秘術を尽くした詔勅政策によって決着したことで、海軍拡張問題も六十七条問題も概ね解決した。しかし、政府が安穩としていられたわけではない。第一に、井上馨の尽力でかろうじて保たれていた伊藤―山県の閣内協調は、第四議会を通じて解体した。伊藤不在の中、対議会交渉を当初主導した山県は、六十七条問題で強硬姿勢を示して（六十七条の保護がない）海軍拡張との交換を引きだす「第一議会方式の妥協案」⁽⁹¹⁾の再現を企図し、この方針は伊藤と井上からも支持を調達したものの、妥協のための強硬策がむしろ政府―議会对立を極大化させてしまった。結局、山県は眼目の甲鉄艦二隻を確保するため禁じ手の事後承諾の活用を強弁するほかになく、政府内の支持は急速に失われていった。六十七条問題についての通牒をすべて撤回した「和協の詔勅」⁽⁹²⁾直後の政府声明はいわば山県

方式の失効宣言であり、手痛い敗北を喫した山県はまもなく内閣を離脱し、以後伊藤との距離を明確にしていく。

第二に、貴族院との関係も難しかった。仮に、第四議会で衆議院が政府の見込み通り、甲鉄艦を呑んでしまっていた場合、その対価たる地価修正法案を貴族院で可決させる義務を負った政府は、やや困ったことになっていたかもしれない。そして討論終局戦術が機能不全に陥りつつあるにもかかわらず、第五議会では、建艦費とも三増税ともパートナーではない純粋な減税として地価修正⁽⁹³⁾が企図されており、貴族院の消極的「吏党」志向に依存し続ける悪循環が切断されなければならぬのは明瞭だった。日清戦後に第三代議長となる近衛の台頭の背景にあったのも、こうした両院調整の要請の高まりだったのである。

それゆえ、地租会議設置の建議を受理した伊藤内閣の側でも、鬼門の地価修正問題で貴族院を糾合しようかもしれない近衛に一定の期待を寄せていた形跡がある。実際、第五議会では、近衛が委員長を務める地価修正法案委員会に伊藤首相が直々に出席したが、これは伊藤系官僚の末松と金子の差配によるものであり、事前に金子を通じて近衛の「可相成（法案を）握り置く意向」が伝わっていたためであった。⁽⁹⁵⁾ しかし、近衛の指導の下で貴族院の自律化が進行する中、伊藤の貴族院統制は日清戦争に入る前から困難を増していき、近衛を介した貴族院改革への試みも不発に終わることになる。それは、いわば「詔勅による平和」の代償であった。最後にその過程を概観する。

三 「和協の詔勅」後の貴族院の自律化

第四議会を通じて自意識を傷つけられた貴族院は、反伊藤的な方向

へと次第に旋回していった。第一の変化は、親政府系会派の筆頭たる研究会の内部に起こっていた。内閣の冷遇に対し、「今日民論の怒涛激浪は貴族院内研究会と申す堤防に而漸く支へつ、ある今日にありながら、自ら是堤防を壊すか如き事は却て不得策と存し候」との不満の聲が拳がったのは、その端的な現れであった。⁽⁹⁵⁾しかも、研究会の指導者と目され、第四議會でも地価修正案否決の「首唱者」⁽⁹⁷⁾だった男爵議員の千家尊福は、勅選議員から嫌悪感を集めた人物であった。ある勅選議員は、第二議會で千家が第六部の部長に就任したときの光景を、強い怒りをもって描き出している。

千家得意あり。村田〔保〕不快、窃に云、何そ有爵者の権力ある。千家笑て高崎五六に戯る。云、「議會」開会中不參議員には罰を与るの部中内規を定ん。高寄撫然、「千家」他を見て笑ふ。余〔沖守固〕高寄を顧て云、与君進退を共にせん。「千家」大笑一言なし。千家の戲言は乃千家の千家たる所以なり。⁽⁹⁸⁾

このように、その小権力と小才氣とを誇示する傾向のあった千家は、埼玉県知事への転任もあって急速にその地位を喪失していった。伊東巳代治―千家による討論終局戦術の終焉は、すでにその基盤となる人心掌握の次元ではじまっていたといえよう。研究会の新たな中心となったのは、従来の有爵議員ではなく、勅選議員で山県系の清浦奎吾であった。伊藤は第六議會で清浦を貴族院副議長に登用しようとしたものの失敗し、⁽⁹⁹⁾早くも日清戦後には、研究会は伊藤内閣と明確に敵対しはじめた。そして内閣が自由党と提携して臨んだ第九議會では、自由党が求める郡制改正法案と衆議院選挙法改正法案をめぐって研究会の勅選議員たちから政府案「断然反対」の聲が拳がり、法案の「握殺」⁽¹⁰⁰⁾がなされてしまう。第四議會以後の伊藤と自由党の接近への反作

用として、従来の消極的「吏党」志向を継承しつつも、はるかに強固な結束力を誇る、勤勉な拒否権集団がここに姿を現したのである。⁽¹⁰¹⁾

第二に、既存の「民党」も再編の機を迎えつつあった。衆議院の対外硬連合（改進黨と国民協会）が政府と激しく対峙した第五議會について、曾我は「今年の議會、貴族院は今日迄極々無事なり。衆議院は大波瀾起れり。今後国会と政府との折合如何可相成哉、議者と云へとも知る能はず」と分析している。⁽¹⁰²⁾「今後国会と政府との折合」をいかにつけるか、その課題を貴族院旧「民党」が模索した先にあったのが、藩閥内野党たる薩派への接近⁽¹⁰³⁾と、衆議院の対外硬運動への合流であった。そしてかつての近衛とはちょうど逆に、両院横断の意義を再発見し、著しく「民党」化していったのが谷であった。⁽¹⁰⁴⁾第五議會で谷は、次点（二九票）の近衛を圧倒する一三八票を得て、全院委員長に当選する。谷は対外硬の旗手として再浮上したのである。

もつとも、谷はあくまで硬論に終始したわけではなく、時に政府への提言を図るといった調停者の役割を一定程度担おうとした。しかし、谷はここで、谷以上に強硬な自派議員からの突き上げに接しなければならなかった。たとえば、谷が率いる懇話会の鍋島直彬（子爵）は、第五議會の解散後、「官民調和」のため奔走する谷について、その政府批判の不徹底さへの不満を、日記で次のように漏らしている。

谷子近状を憂ひ頻りに奔走尽力す。其正直感すへし。然れとも其著眼或いは唯己れの希望の事を成すの一点に止まり、立憲政治の大体責任内閣の実を挙ぐるの大希望如何は予未だ明治する能はず。……〔谷が〕一事件ある毎に誠を以て政府に告るは好し。然れとも政府は愚にして識らざるものにあらず、予等の言ふ如き事は無論承知之事ならん。知て而して其行為常に道理の外に逸れんとす。⁽¹⁰⁵⁾

政府が「道理」の次元で誤っているならばもはや妥協は困難だろう。さらに、鍋島は当初「極正直の人」と高い評価を下していた谷に対し、次第にその「調和策」の限界を記し、原理的な政府批判へと急速に傾斜していく。貴族院の自意識を鼓舞することで、院外で政府と衆議院の、院内で「吏党」と「民党」の調和をめざす谷の貴族院指導の基盤を破壊した第四議会の政治過程は、谷の次なる「調和策」の余地も狭小にしていたのである。

これに対し、近衛は谷のように外交論からではなく、憲法争点たる責任内閣論への共鳴から対外硬運動と共鳴し、対外硬派への心情的コミットメントを迂回しつつ、対外硬運動に接近した。実際、近衛の機関誌『精神』は第四議会直後、将来的な「輿論的政党内閣」の基盤たる自由党と改進黨の連合を通じて、伊藤内閣の自己改革を促すことを主張し、それゆえ、「民軍の中核」たる両党が対外硬運動によって分断され、「乖離の兆」が見えていることを強く警戒した⁽¹⁰⁷⁾。また、政治争点となる条約改正についても、感情論に立脚した「団体的運動」を斥け、各自が冷静に改正条項に関する「研鑽推究」を続けるべきであり、「今や已に異見の論難弁駁を勉むべき時代にあらすして、寧ろ異見相讓の時代となれるなり。万人が万人満足すべき改正を遂げん時代にあらすして、万人が万人幾分の不満足に忍ぶの改正を遂ぐるの時代なり」とむしろ対外硬派にむけた自重と譲歩の必要を説いたのである⁽¹⁰⁸⁾。

先述したように、近衛の貴族院観は、流動化した政府—衆議院関係に「チユスチ、ヤ」として対峙する調停機関として、一定の正当性を調達しうるだけの政治的中立性と政策提言能力とが要請されるという認識に基づいていた。そして注目すべきは、第四議会の経験を機に、こうした近衛の志向と共振しうる第三の潮流が貴族院内に生じたこと

だろう。たとえば現役内務次官であり勅選議員（無所属）の松岡康毅は、第四議会閉会から一ヶ月後の四月一日、「由利（公正）子、青山（幸直）男、尾崎三良、武井守正、安場保和と星陵茶寮に小集す。貴族院議員の政府党・民党に分倚し、自分を失ふ多きを挽回する為也」と日記に記している⁽¹⁰⁹⁾。「政府党」「民党」双方から距離をとった第三極を志向したのである。そしてこの会合に参加した松岡や尾崎といった法制官僚が、「本分」を「挽回」するための第三極路線の担い手として期待をかけた貴族院指導者はおそらく、特定の政治集団との提携を回避する姿勢において内政・外交とも一貫していた近衛であった⁽¹¹⁰⁾。

第五議会の解散をはさんだ翌明治二十七年一月二五日、近衛は、この尾崎・松岡とともに伊藤首相邸に赴き、貴族院権限を強化する貴族院改革について会談した。そこで近衛たちは、「貴族院は国家庶政の機関として衆議院と対立して設けられたり。衆議院は兎角激動急進の傾きあり。政府と常々衝突し易く、貴族院は其中間に在て双方の極端を制し調和せしむる事に便ならざるべからず。然るに其実効なきは甚だ遺憾なり。是れ他なし、貴族院に未重を為すに足らざるの致す所ならん。是れ真に国家の元老たる者、未だ議員に列せざるに依るなり」と述べ、①「国家の元老を勅任せらる、事。板垣、大隈二伯、品川子の如きもの」、②「枢密顧問官も〔貴族院〕議員を兼ねる事を得せしむる事」という二項を提示している⁽¹¹¹⁾。このうち、伊藤は、以前、第一次山県内閣でも提起された②は受け入れなかったものの、各政党指導者を結集する①には一定の賛同を示した。実は、この前日の一月二四日には、近衛・谷をはじめとする貴族院議員三八名が連署し、条約勸行論の立場から内閣の議会解散を批難する忠告書（起草を主導したのは谷）が政府に提出されていた⁽¹¹²⁾。近衛たちの貴族院改革に向けた談判は、

こうした院内の対外硬圧力を背景に、制度改革により伊藤と貴族院の妥協点を探ったものと推測することができる。

おそらく既に金子や伊東を介した貴族院操縦の限界を認識していた伊藤にとつて、離反しつつある貴族院に准元老級の各政党党首を結集させて挙国一致の担い手とし、政府と衆議院の調停に当たらせる案は、魅力的に映ったに違いない。実際、伊藤も第六議會前には、貴族院令の改正を真剣に検討するにいたつていた。⁽¹¹⁾

しかるに、近衛にとつて貴族院強化策は、伊藤にみられる開放的超然主義の観点から正当化されるべきものではなく、彼がこの八年後に貴族院議長として政府―衆議院対立の調停にあたつたとき述べたように、「彼の元老なるものが何時も中間に入りて妥協の法を諾する悪例と違ひ、今回の如き時に際し貴族院が調和の法を案ずるは決して立憲の精神に反するものにあらずして、最も適當の処置⁽¹²⁾」との観点から正当化されるべきものであつた。近衛は、政党化の趨勢の中で去りゆく「元老」の後継者として、「貴族院」が「妥協の法」に代わる「調和の法」を打ち出すことに、立憲政治の下での二院制運用の究極的な意味を見出していたのである。

よつて伊藤・近衛両者の短期的志向が一致していたにもかかわらず、第五議會後のこの貴族院改革が結局実現することはなかつた。⁽¹³⁾ 国民協會の会頭である品川に対し、谷が使者となつて貴族院勅選議員を従憑したとき、協会内で後に対自由党接近を主導する白根専一が強固に反対し、その加入を拒んだことが象徴するように、超然主義的発想に基づく貴族院観はもはや状況適合性を失つていたのである。そして近衛は谷とともに、第二次松方内閣の貴族院内「与党」としてむしろ伊藤と対抗する薩派―進歩党に接近していく。しかし、伊藤は、大臣責任

論で自らに挑戦してきた近衛への期待感を、終生抱き続けた。⁽¹⁸⁾ 近衛は伊藤にとつて貴族院統治の困難と希望の双方を提供したといえよう。とはいえ硬直した両院関係を改革しようとする動きは、その後も幾度か提起され、やがて戦間期を貫く一つの政治潮流として浮上していく。⁽¹⁹⁾ そうした潮流の確かな起源は、本稿で分析した初期貴族院における谷および近衛の模索のなかに、見出すことができるのである。

おわりに

議會開設以来、ほとんど全ての政治対立が政府と衆議院のあいだで構成された。そのため貴族院内には、蚊帳の外に置かれたことによる疎外感と、この対立を貴族院こそが架橋しようという自負がともに醸成され、交錯した。前者は消極的「吏党」の無力感を帰結し、また後者は谷や近衛にみられる政治的活力の基礎となつた。

第一議會から第三議會までの貴族院では、「藩閥の藩屏」を忠実に演じる声なき多数派（消極的「吏党」）と、両院横断も見据えて意気盛んな少数派（「民党」）の対抗が主旋律となつた。この過程で存在感を高めた谷は、原則的に後者に与しつつも、時には彼らを抑制して研究会とも共闘するなど両者のバランスとして機能した。谷に一貫するのは、政府に対して、衆議院と異なる調停能力を掲げて自己主張する反Ⅱ一院論であり、組織として自立をめざす貴族院の自意識がそこに凝縮されていた。貴族院の重要法案や予算審議において谷がしばしば「民党」より研究会と行動を共にしたのは、以上の理由によるといつてよい。

それゆえ、谷の反Ⅱ一院論は、その前提となつてきた政府―衆議院

対立の構図が第四議会で崩れたとき、その状況適合性を喪失していくことになる。議会開設前から積極的に発言していた谷に対し、近衛の存在感が急速に増していくのが第四議会後であることは、その意味で象徴的である。初期貴族院のジレンマを象徴した地価修正問題を前に、地租会議構想を提示した近衛によって、対決的な両院関係を解消する可能性がはじめて開かれた。近衛は衆議院にはない政策能力によって、「怨府」化を回避しつつ、調停の政策的主導権を握る新たな可能性を提示した。近衛が非選出勢力の側から政党内閣論を提唱し、また元老に代わる調停機関たるべく貴族院改革にも積極的だったのも、政府と衆議院の関係が流動化した新たな状況における「貴族院之本分」の模索の表現であった。

しかし、日清戦争後にかけて貴族院の自律化を促していった近衛の路線も次第に行きづまりを見せていく。その最初の予兆は、近衛・谷など反Ⅱ研究会グループを貴族院内の支持基盤とすることで、第二次伊藤内閣が苦慮した両院横断の課題を曲がりなりにも実現した第二次松方内閣末期の明治三〇年七月の三爵議員改選選挙である。すなわち、高嶋軻之助陸相が山県系の野村通相・清浦法相と共謀して、「与党」の三曜会（近衛などの「外尚友派」）から研究会（「尚友派」）への支持変更を明確にし、そのことが選挙の帰趨を決する一因となった。そして、第一五議会では、伊藤政友会内閣に反発する谷および研究会を近衛議長は調停できず、さらに第一次桂内閣下の第一七議会では役割の大幅な減退を印象づけることになる。その意味で、第二次松方内閣における貴族院連合の組み換えは、薩派の対山県接近を予兆する重要な指標となるだろうが、この近衛議長時代の本格的な分析はまた別稿に譲られるべきであろう。

(1) 一院主格説とは、憲法第六十七条に規定された「政府の同意」が必要な六十七条費目（俸給費が主）の廃減要求のタイミングを、各院（事実上衆議院）の予算査定終了時に院毎に行うとする解釈であり、第一議会では「両院主格説」（両院の査定を統一した上で政府に廃減要求を行う）とのあいだで大きな論争点となった。後者は、衆議院の優越化を厭う谷などの貴族院議員、藩閥政府との妥協を厭う民党硬派、さらに（おそらく貴族院を操縦できる見込みで衆議院の防波堤とする観点から）伊東巳代治が、それぞれの思惑から主張したが、いわゆる「土佐派の裏切り」を惹起した天野動議の成立で一院主格説が確定する。以来、六十七条問題の帰趨は政府―衆議院交渉に委ねられ、貴族院は排除された。

第一議会の六十七条問題については、岡義武「帝国議会の開設」（『国家学会雑誌』五八一―一、一九四四）、同「第一議会に関する若干の考察」（篠原一・三谷太一郎編『岡義武著作集』一、岩波書店、一九九二、初出一九四六）が先駆的な研究であり、佐々木隆『藩閥政府と立憲政治』（吉川弘文館、一九九二）第一・二章が、今日の研究水準を示している。また、主に法制史の観点から、第一議会における「法実証主義的な憲法解釈」の定着が以後の政治過程を拘束する側面を強調した近年の研究に、中林真幸「財政国家の成立」（同編『日本経済の長い近代化』名古屋大学出版会、二〇一三）九一―一〇七頁がある。もともと、井上毅が条文起草過程で「既定の」の三文字を挿入した時点で、重要な新規事業への議会の予算審議権は保障されていた。坂井雄吉『井上毅と明治国家』（東京大学出版会、一九八三）一八六―一九一頁。

(2) 坂野潤治『明治憲法体制の確立』（東京大学出版会、一九七二）。

引用は一三九頁。二三・二八・二二八頁も参照。また、谷の思想に關する優れたエッセーとして同「日本主義」者の外国觀と日本觀」（『知の考古学』一九七五年三・四月号）。

(3) 小林和幸『明治立憲政治と貴族院』（吉川弘文館、二〇〇二）。また、評伝として、同『谷干城』（中公新書、二〇一一）。

(4) すでに今津敏晃氏が「自立」と「自制」の論理的連関を抽出する必要性を指摘している。「書評 小林和幸著『明治立憲政治と貴族院』（『史学雑誌』一一一・一〇、二〇〇二）九一―二頁。

(5) この点につき、御厨貴・牧原出『改訂版 日本政治外交史』（放送大学教育振興会、二〇一三）四一―二頁も参照。

(6) 「貴族院令之修正を必用とする議」、国立国会図書館憲政資料室所蔵「憲政資料室取捨文書」（以下「憲政文書」）一四二―一八。

特に有爵議員（計一四七名）の欠席率が高かったようである。本史料の作成者は未祥であるが、伊達宗城から大給恒にあてた封筒が同封されている。

(7) たとえば、曾我祐準は後年「我々も随分質問を長くして長い時間を費したこともありすが、実は何故に質問のために時間を費したかと考へて見ると、討論終局が忽ち出ますに依つて時間を引かんとしても引きやうがない」と発言しており、谷もまた「討論終局」に「我々は最も苦められたこともありすが」と振り返っている。『帝国議會貴族院議事速記録』（東京大学出版会、一九七九）八五、以下『貴・本』一五、六〇〇・三九七頁。明治三二年三月二日・二月一七日。

(8) 『貴・本』四、三八五頁。明治二五年六月一三日。貴族院事務

局編刊『貴族院先例録』（一九二五）一六二―三頁。

(9) 内藤一成『貴族院』（同成社、二〇〇八）四七頁。

(10) 「民党」と「吏党」の区分は、明治二四年二月二〇日付伊藤宛金子堅太郎書簡（伊藤博文編『秘書類纂 帝国議會資料』上巻（原書房復刻、一九七〇）四三四―五頁）に拠る。「民党」には「勤儉尚武」派（谷・三浦）および三曜会（近衛）を、また「吏党」には研究会の千家尊福や中山孝磨が挙げられている。ただ、この有名な区分は、谷が「勤儉尚武」建議案を提出したという特定の政治状況の下で、かつ書記官長として貴族院の包括的な統御をめざす金子の視点から、友と敵とを拮つけた呼称であり、必ずしも集団としての実体をそのまま反映したものではないと考える。本稿では、後世の史家の理解を規定する金子の「民党」「吏党」二元論を相対化するための一助として、「民党」内部に分割線を劃す可能性を示唆したい。

(11) ジョージ・アキタ「議會制度成立期における貴族院の相対的独立性について」（有馬学・三谷博編『近代日本の政治構造』吉川弘文館、一九九三）五―六頁。

(12) 佐々木克「初期議會の貴族院と華族」（京都大学『人文学報』六七、一九九〇）四四頁。

(13) 渡辺国武「第一議會日誌」（社団法人尚友俱樂部寄託「渡辺国武関係文書」所収、以下「渡辺日記」）明治二三年三月五日の条。三浦安は第一議會開院式に際し、大礼服に徳川家茂から拝領した日本刀（昔の金造りの太刀）を差して出席したといわれる。尚友俱樂部調査室・内藤一成編『新編 旧話会速記』（社団法人尚友俱樂部、二〇〇四、以下、『旧話会速記』）一二三頁。昭和四年

七月九日の山口弘達（子爵、研究会）の発言。前掲内藤『貴族院』四九頁。これに対し「予算成立派」がまさに「予算案は何処迄も成立させ申度見込」という立場だったことは、明治二四年三月三日付伊藤宛蜂須賀書簡、伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』（全九巻、塙書房、一九七三〜八一、以下『伊藤文書』）六、三九二頁。

なお、渡辺日記の閲覧にあたっては、尚友倶楽部の上田和子氏から格別のご高配を賜りました。ここに記して御礼申し上げます。

- (14) 『旧話会速記』二〇八〜九頁。昭和八年七月六日の杉溪言長（男爵、旧三曜会）の発言。同一七頁も参照。なお、勅選議員の本場貞長は、「時計を止めるということは、その時が発明でなく、県会などで始終やって居った」と発言している。

- (15) 「渡辺日記」明治二三年三月七日の条。

- (16) 明治二四年三月一日付伊藤宛伊東書簡、『伊藤文書』二、四九六頁。

- (17) 明治二三年七月一日付伊藤宛、『伊藤文書』六、一六二頁。

- (18) 作成月日未詳（明治二五年初頭か）弘田正郎宛谷書簡、島内登志衛編『谷干城遺稿』（上・下巻、原書房復刻、一九七〇、初版一九二二、以下『谷遺稿』）下巻、五七〇〜一頁。なお、谷の政治思想のうちに「政治を為政者の心のありように帰着させようとする根強い態度」を見出すのは、河野有理『田口卯吉の夢』（慶應義塾大学出版会、二〇一三）二五二頁。

- (19) その代表例が山県である。山県は当時、腹心の品川弥二郎内相にあてた手紙で「將軍〔谷〕之意見書一読候処、実に白面書生之論にて苟も政治家之眼中に可入ものに無之、其論たるや茫漠、其

主旨たるや浅薄老儒之迂説、識者之一咲に附し去ものなれとも、又満天下目下之民情には尤も適合せしものにて、議員中にも不平家と盲癡家とは必らず雷同附和するもの者尠からすと痛嘆至極に候」とこれを激烈に批判している（明治二四年二月二日付、国立国会図書館憲政資料室所蔵「品川弥二郎関係文書（その一）」（以下「品川文書」）七三〇〜一五〇）。谷の「勤儉尚武」論はむしろ政府への提言が主眼であり、また山県との政策的距離も大きいものではない。しかし、猜疑心の強い山県の眼には、衆議院の民党との連合を目論む「浅薄老儒」の反政府的行動と映じたのである。

- (20) 前掲佐々木「初期議会の貴族院と華族」四七頁。明治二四年一月二三日付谷宛三浦安書簡、国立国会図書館憲政資料室所蔵「谷干城関係文書」三四四〜二。

- (21) 明治二四年二月一九日付伊藤宛九鬼隆一書簡、『伊藤文書』四、三四八〜九頁。谷は同じ日の日記に、「余、千家氏の反駁に答へて盡く撃破す。終に九十と七十余との差にして消滅す。遺憾の至なり。此際奇怪なる事甚だ多し」と記している。『谷遺稿』上巻、八七七頁。

- (22) 伊藤隆・尾崎春盛編『尾崎三良日記』下巻（中央公論社、一九九二、以下『尾崎日記』）明治二四年二月一四日の条。

- (23) 「明治二十四年小澤男免官に就て某官への書」『谷遺稿』下、五六七頁。表題は編者による仮題。

- (24) 明治二三年一月五日付大隈宛田中書簡、早稲田大学大学史資料センター編『大隈重信関係文書』七（みすず書房、二〇一一）二二六頁。なお、議会開設以前における改進黨の対華族接近につ

いて、坂本一登「華族制度をめぐる伊藤博文と岩倉具視」(『東京
都立大学法学会雑誌』二六一一、一九八五)も参照。

(25) 明治(二四)年(一二)月(五)日付徳富宛竹越書翰、伊藤
隆・坂野潤治・酒田正敏編『徳富蘇峰関係文書』(全三巻、山川
出版社、一九八二)七、以下『徳富文書』一、一二六)七頁。

この一二月に議員となった曾我は、第二議会在が解散してまもない
頃、来る第三議会在を展望して、「昨十二月国会解散と相成、三、
四月には必ず新議員召集可相成、其節政府党多数を占むれば好し、
若し民党多数なれば内閣総辞職と申様に可相成、今日之勢にては
十人は十人迎も政府党多数を得る見込なしと申居候。去るにして
も内閣新設立にて随分混雑も来し可申、兎も角も本年は日本政治
上大変革之年ならんも不可知、世事愈多事、此等之境界を経過し
て始めて立憲国之体裁を得るならんと思へば、是も亦楽み多き事
に御坐候」と今後の民党の躍進への期待感を息子に語っている
(同二五年一月七日付曾我祐邦宛書簡、柳川古文書館所蔵「曾我
祐準関係史料」(以下「曾我史料」)六一一〇三)。

また、曾我が院内でいち早く「最早政治に奔走するものは政党
によらずんば何事も出来ぬ」という認識にいたっていたことは、
近衛篤磨日記刊行会編『近衛篤磨日記』(全六巻、鹿島研究会出
版会、一九六八)九、以下『近衛日記』三、明治三一年一二月
二日の条を参照。

(26) 『旧話会速記』二一四)五頁。昭和八年七月六日の杉溪言長
(男爵、旧三曜会)の発言。同一一七)八頁、前掲内藤「貴族
院」六四)七頁、も参照。

(27) 『華族同方会報告』三三二(明治二五年三月)一頁。また、天皇

の完全な無答責を保障しようとした近衛のプログラムについては、
坂井雄吉「明治憲法と伝統的国家観」(石井紫郎編『日本近代法
史講義』青林書院新社、一九七二)六三)六頁を参照。

(28) 明治二五年一月二四日付松方宛蜂須賀書簡、松方峰雄ほか編
『松方正義関係文書』(全二)巻、大東文化大学東洋研究所、一九
七九)二〇〇一、以下『松方文書』六、一〇三頁。また、近衛
の憲法論のうちに、おそらく議院内閣制との親和性を鋭敏に読み
とった井上毅は、「此気峰に而誘導されては困申候」と批判して
いる。同日付渡辺国武宛井上書簡、井上毅伝編纂委員会編『井上
毅伝・史料篇』(全八巻、國學院大学図書館、一九六六)二〇〇
八、以下『井上毅伝』四、六九一頁。

(29) 明治二五年五月二七日付伊藤宛井上毅書簡、『伊藤文書』一、
四三七頁。

(30) 同右。

(31) 『貴・本』四、二四三)四、二四八)五六頁。明治二五年六月
六日。「予算協議権の範圍を論ず(社説)」(『精神』五、明治二五
年六月一〇日)も参照。こうした谷と研究会の共闘関係の側面を
先駆的に指摘した論考として、芝原拓自「帝國憲法体制の発足と
貴族院」(遠山茂樹編『近代天皇制の成立』岩波書店、一九八
七)三四七)八・三六五頁が重要である。また、前掲小林「明治
立憲政治と貴族院」一五三頁は、谷が自らの支持基盤である「民
党」議員たちの主張を代弁するよりも、その抑制(自制)に向か
う政治力学があったことを示唆している。

(32) 明治二五年六月九日付、『井上毅伝』五、一五六)七頁。

(33) 谷の批判を受けて井上は六月二日、長文の返書二通を送って

いる。その中で井上は、自身の「一部不成立の説」(甲)と谷の「全部不成立の説」(乙)双方のデメリットを挙げた上で、「甲乙の結果は上院の爲には同一分量なるべきも、予算不成立は憲法の面目を傷け国運の進歩を妨ぐるに如何そや。而して豈独政府の都合のみと謂はんや」と貴族院の予算審議権の確保に固執する谷の姿勢に対し、強い皮肉をまじえた反駁を加えている。『井上毅伝』四、四六六〜七〇頁。

(34) 早くも第一議会の末期には、数量的な根拠を挙げて政府を批判する「地価修正論者」に対し、大蔵省内の統計資料で理論武装をして対抗する必要性を訴えた、次のような政策論争の姿勢が政府内に現われている。「敵は材料を以て攻め、味方之空手には困り申候。…田舎地頭どのに談話するには空手にては承知せず、公にすべきものあれば此際公然上梓して新知〔聞〕上にて争するも可なるべし」。明治二四年二月二七日付渡辺国武宛品川弥二郎書簡、国立国会図書館憲政資料室所蔵「渡辺国武関係文書(マイクロフィルム)」所収。また、同時期の政府内の民力休養論については、原田敬一「第一議会における「地租軽減」実現の可能性について」(『鷹陵史学』二八、二〇〇二)を参照。

(35) 長岡新吉「明治二〇年代の地租軽減論について」(弘前大学『人文社会(社会科学編Ⅱ)』一七、一九五九、後に宇野俊一編『立憲政治』有精堂、一九七五所収)、および住友陽文「明治地方自治制における町村自治の位置」(愛知教育大学『歴史研究』四一、一九九五)一九〜二三頁。また大蔵省内の地価修正問題への対応について、今村千文「初期議会期の地価修正」(近代租税史研究会編『近代日本の形成と租税』有志舎、二〇〇八)も参照。

(36) 以上、『貴・本』四、二八〇〜四頁。明治二五年六月七日。なお、谷にとつての民力休養の手段は、地租軽減/地価修正よりも税権回復に求められていたのかもしれない。第一議会の開会もない頃、日本銀行総裁の川田小一郎(勅選議員)は同郷の佐々木高行との会話のなかで、「貴族院にてはまだ口外せぬが、谷君の関税論は富田鉄之助〔前日本銀行総裁、勅選、懇話会〕の煽動に出でたり。谷君は何時も他に利用せらるゝ、は困つた事なり」と海関税に関する建議案提出を準備していた谷を批判している。作成月日未詳「佐々木高行日記」、津田茂磨『明治聖上と臣高行』(原書房復刻、一九七〇、初版一九二八)七一六頁。この点について、五百旗頭薫『大隈重信と政党政治』(東京大学出版会、二〇〇三)二〇〇頁も参照。

(37) 「予算案議定細則案」第一〇条「議院に於て憲法第六十七條に掲載したる歳出の款項を廢除又は削減せんとするときは政府の同意を求むることを議決すべし」のこと。注(38)の書簡は「第十条に政府の同意を求むるは廢除削減之議決前云々と有之候を谷子爵の要求に而致删除度との事」としているが、第一〇条の誤り。なお、『貴・本』二、五六五・五八四頁(明治二四年二月二六日)の谷の発言も参照。

(38) 明治二四年二月一七日付伊東宛伊藤書簡、「憲政文書」七三。

(39) 前掲芝原「帝國憲法体制の発足と貴族院」三五七頁。

(40) 明治二四年三月一五日付坪田仁兵衛・川端伊左衛門・阿部精宛杉田定一書簡、福井県文書館寄託「坪田仁兵衛家文書」(以下「坪田文書」)C0005-00213 (005)。

(41) 前掲佐々木『藩閥政府と立憲政治』二五八頁。

(42) 以下、第四議会の事実経過については、前掲佐々木『藩閥政府と立憲政治』第五章に拠る。

(43) 室山義正『近代日本の軍事と財政』（東京大学出版会、一九八四）一九〇～二頁。

(44) 明治二五年一〇月一日付大山巖（陸相）宛伊藤書簡写、宮内公文書館所蔵「大山公爵家文書」九。

(45) 前掲佐々木『藩閥政府と立憲政治』二九四～五頁。

(46) 明治二五年一二月一七日付メモ、家近良樹・飯塚一幸編『杉田定一関係文書史料集』二（大阪経済大学日本経済史研究所、二〇一三）二四九頁。それゆえ、自由党には「大艦」否決の際にも一定の逡巡が存在した。「軍艦の死を弔す（社説）」『自由』明治二六年一月一二日。

(47) この日、政府系議員の井上角五郎が「軍艦製造費は無論否決と存候。地価修正派も、自由・改進に属するものは、東尾（平太郎）・天春（文衛）などまで否決説を取り居り候」と臨時首相の井上馨に報じている。国立国会図書館憲政資料室所蔵「井上馨関係文書」（以下「井上文書」）四九―四。

なお、この交換の成立可能性をおそらく危惧していた伊藤首相は、議会開会前、開会式の勅語に、議会に対して建艦費への協賛を促す文言を入れることを井上毅に諮った形跡がある。前掲坂井『井上毅と明治国家』二七五頁、前掲佐々木『藩閥政府と立憲政治』二九六頁。第四議会の帰趨を大きく左右した伊藤と井上の天皇観の相違について、坂井雄吉「井上毅の天皇観」（石井紫郎・水林彪編『日本近代思想大系 法と秩序』岩波書店、一九九二、付属月報）も参照。

(48) 実際、先述の自由党領袖は、第四議会の貴族院における二つの民力休養法案の審議状況について、「地租軽減案は貴族院にて否決せられ、地価修正案も彼院にて向來如何がいたすか運命未だ定まらず、実に切歯憤慨之至りに耐へず」と怒りを新たに増幅させている。明治二五年一二月二八日付坪田仁兵衛宛杉田定一書簡、「坪田文書」C0005-00009（033）。

(49) 「貴族院の地位」^[14]（社説）『精神』二〇（明治二六年一月二五日）一頁。『精神』は後述のように近衛篤磨の機関誌。

(50) 前掲芝原「帝国憲法体制の発足と貴族院」三五七頁。曾我は谷と別行動で、地価修正賛成を訴える意見書を配布している。「田畑地価特別修正法案に付委員会の報告に反対する意見」『自由』明治二六年一月一三日。

(51) 明治二六年一月一八日付伊藤宛井上馨書簡、「伊藤文書」一、二五〇～一頁。西園寺よりも先に、谷と鳥尾が「撤回策」の実施を迫ったが、井上は黙殺している。それと比べて、西園寺の撤回論への合流は、井上にも想定外の事態だったと思われる。

(52) 明治二四年九月一六日付伊藤宛蜂須賀書簡、「伊藤文書」六、三九二頁。実際には、この副議長人事が実現したのは明治二六年一月であった。

(53) 明治二九年一〇月八日付徳富宛阿部充家書簡、「徳富文書」三、六八頁。『近衛日記』一、同一〇月四日の条。このとき蜂須賀前議長が後任に推薦したのも、西園寺の方であった。近衛と西園寺の微妙な関係性を窺わせるものとして、明治二八年一月三十一日付伊藤宛西園寺書簡、「伊藤文書」五、五二～三頁も参照。

(54) 『貴族院職員懐旧談集』（霞会館、一九八七）八頁。第二議会で

は九三対八〇で近衛が、第三・第四議會ではそれぞれ九七対八二、九七対六六で西園寺が、全院委員長に当選しており、「貴族院に於る各派交渉の濫觴は全院委員長の選挙に在りて明治二十五年に発したり」といわれる。大正六年一月鍋島直虎記「研究会小史」、尚友俱樂部史料調査室・小林和幸編『幸俱樂部沿革日誌』（芙蓉書房出版、二〇一三）一七四頁。

(55) 「地価修正と特別市制」『国民新聞』明治二十六年一月一三日。谷自身は第四議會前、法典延期問題での議会の議決を尊重し、「憲法の中線」を「歩行」するよう伊藤首相に提言した書簡のなかで、同時に述べて、「野父〔谷〕が如き閑人も、近日に至り鉄道線路競争委員、地価修正恐迫委員等日々攻に参り面倒に不堪候。当局者之繁忙推察に余あり」と地価修正問題における内閣との連帯感を滲ませている。明治二十五年一〇月一四日付伊藤宛谷書簡、『伊藤文書』六、一六七頁。

法典延期問題（可決）と地価修正問題（否決）はいずれも谷が深く関与し、院内の大多数の支持を集めた争点であったが、そこには貴族院の自立に資さない少数意見への「多数の圧制」の問題も伏在したといつてよい。明治二十五年五月一七日付山田顕義宛箕作麟祥書簡、日本大学編刊『山田伯爵家文書』一（一九九二）一六〇頁。

(56) 「近衛公爵は衆議院議員と交渉し、谷子爵は内閣大臣に会談し、三浦安氏は伊藤伯を大磯に訪へり」とそれぞれの交渉相手が報じられている。「貴族院議員の周旋」『日本』明治二十六年一月二六日。ただ、「調停主働者」だった近衛は、まもなくこれを断念するにいたっている。「議會は必然解散せらるべし」『自由』同二月二日。

(57) 「政府と民党を誤るもの」『国民之友』一八〇（明治二十六年二月三日）四七頁。

(58) 明治二十六年一月一四日付秋山恕卿和歌山県書記官宛沖書簡控、鳥取県立博物館所蔵「沖家文書」（以下「沖文書」）二一七。自由党の機関紙でも、「同院は開会以来の活気を帯び、傍聴席には衆議院議員百七十二人、各府県上京委員二百名も傍聴して議事を諦視したりし」と報じられた。「田畑特別地価修正案」上院議員に護衛を附す「自由」同一月一四日。実際、貴族院でこの審議を傍聴していた、国民協会員外団で反地価修正派である成田直衛も、「地価修正案昨日来大議論なり」と日記に記している。「成田直衛日記」（東京大学法学部近代日本法政史料センター原資料部所蔵「成田直衛関係文書」）同一月一四日の条。

(59) 『貴・本』四、二八七〜八頁。明治二十五年六月七日。

(60) 『貴・本』五、一三三頁。明治二十六年一月一四日。曾我が討論終局動議の提出を警戒している点について、同二四〇頁も参照。

(61) 明治二十六年一月一六日付、『伊藤文書』二、二二九頁。

(62) 明治二十四年一月一八日付伊藤宛伊藤書簡、伊東文書を読む会「伊東巳代治関係文書」所収伊藤博文書翰翻刻（上）（『参考書誌研究』四七、一九九七）一四頁。

(63) 『貴・本』五、一三四頁。明治二十六年一月一四日。

(64) 前掲、注（58）秋山県書記官宛沖書簡控。

(65) 長妻廣至「補助金の社会史」（人文書院、二〇〇二）三五〇頁。なお、自由党土佐派の間でも、「代議士は選挙区の代議士に非ずして全国の代表者たること」、「一国は重し一党は軽し」と一党猶ほ軽しとす況んや一選挙区をや」といった、全国的観点か

ら地方利益観念を批判する規範意識が働いていたことは、「板倉胤臣日記」明治二四年六月一九日の条、千葉県史料研究財団編『千葉県の歴史』資料編「近現代一」（千葉県、一九九六）六一三頁。より上位レベルの公益性を持ち出すことなく、部分的な利益や欲求を適切に評価し、表現しうる言葉に欠いている点で、両者は一致している。松沢裕作『明治地方自治体制の起源』（東京大学出版会、二〇〇九）第六章も参照。

(66) 初期議会期の近衛については、史料制約もあつて多くを知ることができない。そこで以下では、近衛の機関誌である『精神』を素材として、無署名記事（近衛の場合も、近衛以外の人物の手になる場合もあると思われる）であつても、近衛の政治的主張がそこに一定程度反映されていると考え、これを活用する。なお、同様のアプローチとしてすでに、より多くの関連史料を狩猟した山本茂樹『近衛篤磨』（ミネルヴァ書房、二〇〇一）がある。

(67) 「民力休養の希望を如何せん（社説）」『精神』三（明治二五年五月一〇日）。

(68) たとえば渡辺国武蔵相も、初期議会期の両院関係について「開議会以来…貴衆両院之間に葛藤いたし居候地価修正、監獄費国庫支弁之両案」と表現している。明治二七年七月一八日付伊藤宛渡辺書簡、『伊藤文書』八、二九七頁。

(69) 「貴族院の地価修正」『精神』二〇（明治二六年一月二五日）一〇頁。

(70) 『帝国議会貴族院委員会議録』一（東京大学出版会、一九八五）二一九頁。明治二五年二月一九日。

(71) 明治二六年一月二六日付伊藤宛谷書簡、『伊藤文書』六、一

六八頁。年代推定は、前掲小林『明治立憲政治と貴族院』二〇六頁。実際、自由党の貴族院批判の矛先も、「唯々諾々政府の命令は何事にも黙従する御用議員」に加えて「頑々嚙々衆議院の議決は何事をも反対する固陋論者」へ向けられていた。「貴族院と衆議院（社説）」『自由』同一月八日。

(72) 「地租問題の主義を一定すべし（地租制度取調会議の設立）（社説）」『精神』一七（明治二五年二月一〇日）無署名ではあるが、近衛自身の手になる社説と推定してほぼ間違いないだろう。また、これに先立って「地価地租委員会議」構想の存在も報じられている。「三曜会の趨勢」『自由』同一二月三日。

(73) 「貴・本」五、二九四頁以下。明治二六年一月一九日。「傍聴机案」『自由』同一月二日。

(74) 足立孫六「貴族院三曜会派の地租問題を論ず」『自由』明治二五年二月一四日。注（72）の『精神』の記事への批判である。

足立は地価修正派議員の中で対貴族院工作を担う委員七名の一人に選ばれていた（『自由』同一月一九日）。近衛建議への反発としては、「地価修正派委員会」『自由』明治二六年一月一九日、「地租會議建議案と地価修正派」『自由』同一月二二日、「地租輕減派の運動」『読売新聞』同一月二七日。

(75) 議題が地租會議設置の建議案から次の「官有原野貸下及払下の請願」（青森県上北郡横浜村長ほか一五名提出）に入った途端、多くの議員が退席し、蜂須賀議長は「御退席になつては定足数に足らぬ様になります」と警告している。『貴・本』五、三〇三頁。結局、退席者が止まることなく、定足数未滿で延会となつた。

(76) 明治二六年一月一三日付・一六日付伊藤宛伊東書簡、『伊藤文

書』二、二三八・二四〇頁。

(77) 『衆・本』六、七〇一頁。

(78) 明治二十六年一月二三日付、「品川文書」七三〇―一二〇。

(79) 事後承諾の活用を哀願する山県に、井上馨もこの点では決して譲歩しなかった。明治二十六年一月三〇日付井上宛山県書簡、「井上文書」五八三―一。

(80) 陸奥が伊藤の構想を知ったのは勅答の前日の二月九日であり、伊藤はこれを弁明している。明治二十六年二月九日付陸奥宛伊藤書簡、国立国会図書館憲政資料室所蔵「陸奥宗光関係文書」一〇―二二。陸奥の周辺で詔勅政策への批判があったことにつき、原奎一郎編『原敬日記』一（福村出版、一九八一）同二月一四日の条も参照。

(81) 明治二十六年二月八日付伊藤宛山県書簡、同日付山県宛伊藤書簡、『伊藤文書』八、一二九頁、『山縣文書』一、一一八―九頁。

(82) 谷は、河野広中らによる上奏案提出が目前となった一月二二日、かつての政敵である山県の官邸を訪ね、「上奏按奏呈せし上は直に貴族院と協議すべしとの上裁を蒙らば、貴族院に於ては軍艦製造費等、国家重要之費用は之を復活し、又六十七條中庁費修繕費等に多少之減額をなし、衆議院と協議を尽すの方略をとり、此第四議會をして無事に閉開す^合へし」という貴族院主導による調停案を提示している。この谷の山県への接近は無論峻拒され（参照、注（19））、また臨時首相の井上馨も衆議院との交渉を前提とする政府の六十七條問題への方針に即して山県の対応を当然としたが、しかし、その提案の政治的な実現可能性が全くなかったにせよ、政府と衆議院の対立が顕在化した際に天皇の動員機会を限定する

ための装置として、貴族院の存在を藩閥にアピールする谷の行動は、きわめて興味深い。逆にいえば、貴族院によってすら調停されえない対立の極大化が認められたときは天皇の介入が要請されるのであり、この点において近衛のプログラムと決定的に異なっている。明治二十六年一月二二日付井上馨宛山県書簡、「井上文書」五八二―六。同日付山県宛井上馨書簡、尚友倶楽部・山縣有朋関係文書研究会編『山縣有朋関係文書』一（山川出版社、二〇〇五）一七〇―一頁。

(83) 前掲小林『明治立憲政治と貴族院』一五五頁。また、前掲芝原「帝國憲法体制の発足と貴族院」三五二―三頁は、予算案成立をめぐじた谷のこの方針転換のうちに、「勤儉尚武」論者としての一貫性を見出す、魅力的な解釈を提示している。

(84) 坂野潤治『大系日本の歴史13 近代日本の出発』（小学館ライブラリー、一九九三）二三〇頁。谷の天皇観のこうした一面を窺うことができるもう一つの事例は、大津事件への対応である。谷はここで、犯人への皇室罪の適用に反対する陸羯南に反論して、「緊急令を以て其頭を斬」という「法律の外の所断」が不可避であり、「如何にも非常絶無の大変と考ふれば又非常絶無の処置を為さざる可らず。：凡そ事一国の安危の分る、処に至りては、首権者は其の最上権を用ひて之を断行す」と強く訴えている。これは「非常絶無」の状況における「首権者」の「最上権」の発動を肯定する点で、「和協の詔勅」への態度と通底するといえよう。平時の谷は、（他の保守派と対照的に）立法権による君主権の抑制を強く要請する一方で、大津事件や第四議會のような例外状況が到来すると、天皇を終局的な裁定者とする元田永孚らと親和的

な議会制像に傾斜していくと考えられる。明治二四年五月四日付陸宛谷書簡、西田長寿・植手通有・坂井雄吉編『陸羯南全集』一〇（みすず書房、一九八五）一六〇～一頁。

なお、谷の大津事件への対応およびその天皇観は、小林和幸「谷干城の議会開設後における対外観・外交論」（『駒沢史学』五七、二〇〇一）五～六頁、同「谷干城における「民権」と「天皇」（『駒沢史学』五四、一九九九）一四～一七頁を参照。また、元田の政治構想については、池田勇太『維新変革と儒教的理想主義』（山川出版社、二〇一三）第四章。

(85) 明治二三年「三曜会主意書」、『近衛日記』別巻、三九八頁。また、近衛はその学士論文でも、下院の「大臣告発権」を「憲法国の条件」として最も重視し、議会と内閣を媒介する機構として「高等法院ないし上院」を挙げている。近衛「國務大臣責任論」（『郁文会誌』一～三、明治二四年七月～九月）。

(86) 近衛は二月一〇日の和協の詔勅を受け、二二日に自身の名義で刊行した「慨世私言」（『精神』号外）において、議会の弾劾的上奏から今後天皇を切断するため、「堂々たる一大政党を形つて真正なる政党内閣の準備」を進める必要性を主張している（前掲山本「近衛篤磨」六七頁から重引）。君主制を安定させる基盤としての政党内閣というロジックではあるが、同時に、伊藤内閣と民党の提携という今後の政治変動を鋭く示唆したものと見てよい。なお、『精神』においてはより早い段階から、将来的な政党内閣への移行論が提示されている。「立憲政体と政党内閣（社説）」（『精神』八、明治二五年七月二五日）など参照。

(87) 「地租会議設置の建議案」の他に、いま一つ、第四議会で近衛

が提出したのが、「北海道調査完成を要するの建議案」である。

これは第六議会で「北海道に鉄道を敷設し及港灣を修築するの建議案」と具体化され、第九議会で「北海道鉄道敷設法案」の成立をみた（ともに近衛の提出）。特に第九議会では、衆議院で鉄道敷設法と北海道鉄道の接続問題をめぐって議論が膠着した際、貴族院から新たに「北海道敷設法案」が提出されてようやく両院を通過する枠組みが作られたのであり、貴族院主導による合意形成の到達点を示すものとなった。こうした近衛のリーダーシップは同時に、各党派が対抗する貴族院内部の合意形成も志向していた。第六議会中の明治二七年五月一六日、北海道庁長官の北垣国道は近衛の多数派工作を次のように観察している（塵海研究会編『北垣国道日記「塵海」』（思文閣出版、二〇一〇）、以下「北垣日記」）。

近衛公爵北海道鉄道建議提出に付談あり。研究会及び多額納税者反体之旨に付、〔蜂須賀茂韶・貴族院〕議長及び中根〔重一・貴族院〕書記官長、且其他有力者を説き同意を表せしめ、又松岡〔康毅〕内務次官に説き政府委員に立ち十分賛成すべく、裏面に立ても尽力すへき旨を談示、同意せしむ。然れとも本日は右建議案の議を止め明日に延はしたり。此れ建議案の味を多数議員に熟知せしむるか為めなり。

はたして翌五月一七日、近衛の建議案は議場の大多数の賛成を得て可決されたのである。

(88) たとえば、明治三一年七月一日付近衛宛久世通章ほか三名書簡、『近衛日記』二二、九五頁。近衛のちに、近衛首班論の熱心な推進者だった鍋島直彬（懇話会）の来信について「別段の用向にあらず、例の通り、「国家の為」の四字甚だ多し」と日記中で苦言を

呈している（『近衛日記』三、明治三十三年八月七日の条）。自身の支持基盤である「国家」主義者に囲まれた日常にも、どこか居心地の悪さを感じてしまう傍観的な感覚を、近衛は有していた。

同様に、近衛は、第一次大隈内閣が貴族院内の「与党」というべき三曜会・懇話会員に予算案を内示した際、谷をはじめとする同志たちの冗長な質疑を批判して、「何時果つべくもみえず、又談話岐路に入りて財政計画の詳細を聴く事能はざるに付、余より促して退散せり。時に十一時。聴くもの漫りに説を吐きて要領を得ず、これ他の聴者の頗る迷惑する処なり」と突き放した感想を記している（『近衛日記』二、明治三十一年一〇月二四日の条）。

(89) 『近衛日記』二、明治三十一年一二月二日の条。第二次山県内閣と憲政党の提携に基づく有名な地租増徴法案通過工作の失敗を予測した発言。

(90) 正論によって広汎かつ一時的な政治的支持を調達しようとするこうした近衛の姿勢は、やがて内政のみならず外交にも投射された。「支那保全之主義は実に野心勃勃たる国々に於ても公然、反対致し兼候程の正論にして、英独協商ありしか如き其証左とするに足るべく、又〔国民〕同盟会の行動は国家に不利なりと決議したる政友会之内閣にして今は翻然悟る処なり」。明治三十三年一月八日付安部井宛近衛書簡、国立国会図書館憲政資料室所蔵「安部井磐根関係文書」一七〇―一イ。近衛の権力観については、坂井雄吉「近衛篤磨と対外硬派」（『国家学会雑誌』八三―三・四、一九七〇）二〇二、二二五―六、二四八頁。

(91) 佐々木隆『日本の歴史21 明治人の力量』（講談社、二〇〇二）一〇二頁。

(92) この六十七条方針の転換を政府内で推進した一つの核は、渡辺国武蔵相だったと推測される。「詔勅の結果」（大蔵省野紙、檜山幸夫編『秘書類纂 議会十』ゆまに書房、二〇一二所収）二六八頁。なお、前掲坂野『明治憲法体制の確立』三三―四頁、前掲佐々木『藩閥政府と立憲政治』三三五―六頁も参照。

(93) 高橋秀直『日清戦争への道』（東京創元社、一九九五）二七九―八〇頁。これは航路拡張法案とともに、自由党への配慮だったと考えてよい。自由党県支部レベルで、第五議会前、「党勢拡張上唯一の手段」として地価修正問題への強い期待が存在したことについては、和歌山県警察本部原蔵「稿本 政党沿革史」、和歌山県史編さん委員会編『和歌山県史 近現代史料』（和歌山県、一九七八）一四一―二頁。

(94) 明治二六年一月一九日に閣議に回覧され、三一日に伊東巳代治（内閣書記官長）のサインを付して蔵相への照会案が作成されたが（国立公文書館所蔵「請願建議関係文書」請願四三二）、続く第五議会で、渡辺清（男爵）の質問に対し、渡辺蔵相は建議の不採用を表明した。『貴・本』七、五一頁。明治二六年一二月八日。

(95) 明治二六年一二月一日付伊藤宛末松書簡、『伊藤文書』五、四二四頁。

(96) 明治二六年四月二七日付牧野伸顕宛広橋賢光（伯爵）書簡、国立国会図書館憲政資料室所蔵「牧野伸顕関係文書」書翰の部七八―一。広橋は初期研究会の最大の功労者の一人であった。『旧話会速記』一一六頁。昭和四年七月九日の山口弘達の発言。

(97) 明治二六年四月二七日付伊藤宛井上馨書簡、『伊藤文書』一、二五四頁。

(98) 「議會雜録」(沖守固日記) 明治二十四年二月二二日の条、「沖文書」二四六。高崎は沖と同様、地方官を歴任した人物であり、互いに連帯感を有していたと考えられる。沖はこの日、なおも続けて、千家の行動に対する罵詈雑言を日記に書きのこしている。

先是千家余に語曰、松平康民より君に集合の事に付談合せしや、余云否。須臾にして青山幸宜余を廊下に招き云、余輩千家と一の研究会を組織す、君の入会を望むと。且云、君若會員名簿を閲することを欲すれば君の求に応すべしと。余云、入会と否とは余の考にあり、強て會員名簿を閲するを要せず、余の考あれは直には^{マヤ}応し難し。青山諾して去る。吁嗟千家なるもの何人ぞ。何ぞ無礼ある。千家は名家の子孫なり。雖然、僅に神官の教育を受け世界の大勢を知らず、政治の何物たるを解せず、名を研究会に托し私党を結はんとす。自其力を図らず余を愚弄せんとす。青山幸宜の如き少年華族純然可愛の人を以て余を誘はんとす。何ぞ無礼なる。

(99) 前掲小林『明治立憲政治と貴族院』一九〇〇一頁。

(100) 明治二十九年三月二五日付伊藤宛伊東書簡、晨亭会編刊『伯爵伊東已代治』上巻(一九三八)一九四頁。すでに第八議會会中から、政府が提出する国立銀行処分法案について清浦が「政府の人でありながら政府の説に大反対」を唱え、研究会所属議員の三分の二が反対に傾いていることが報告されている。明治二十八年二月六日付野村靖(内相)宛山脇玄書簡、国立国会図書館憲政資料室所蔵「野村靖関係文書」七一―一三三。

(101) 研究会において「つよい政治意識や個人の主義主張をみせること」が嫌忌されたことは、前掲内藤『貴族院』七五頁。なお、政

府の(衆議院、就中自由党と比べた時の)貴族院の処遇の不公平感、貴族院外でも、広く官僚層に共有されていた。北海道庁長官の北垣国道は、第六議會会後、井上馨内相の「総選挙に対し寸毫も政府は関渉せず、各派平等公平に保護取締りすべき」という各地方官への訓示について、「大臣の訓示は現今の時勢に投じたる当然の事なり。然れとも之れに対して、又貴族院に対するの意向なかる可らず。二者権衡を得て而して天下の變理すべし」と不満を日記で漏らしている。『北垣日記』明治二十七年六月二六日の条。また、同六月一六日・二四日の条も参照。

(102) 明治二十六年一月一七日付曾我祐邦宛書簡、「曾我史料」六一―一三七。

(103) 梶田明宏「明治二十七年対外硬運動と徳富蘇峰」(『日本歴史』四二四、一九八三)。

(104) 前掲小林『谷干城』一八二頁。

(105) 「鍋島直彬日記」(鹿島市民図書館所蔵「鹿島鍋島家資料」八六) 明治二十七年一月二三日の条。一月五日・十五日・三十日の条も参照。また、日清戦後に谷が提出した有名な「軍備緊縮」上奏案が、軍拡反対を強硬に唱えるこうした自派議員の統御にむけた「調停策」でもあったことは、前掲坂野『明治憲法体制の確立』一三七―八頁。この動きは最終的に、研究会とも連携した近衛議長長の尽力で收拾された。『近衛日記』明治三十三年三月八日―一日、一六日の条。

(106) 小林和幸「初期貴族院における「対外硬派」について」(『駒沢大学文学部紀要』六二、二〇〇四) 一八八頁。前掲小林『明治立憲政治と貴族院』一八〇頁も参照。実際、近衛は明治二十七年七月

五日、「近衛公爵の対外硬派」なる記事を掲載した日報社に対し、誤解があるとして即日抗議文を送っている。『近衛日記』別巻、六一一頁。

(107) 「在野党の覚悟（社説）」『精神』二一一（明治二六年三月五日）。

(108) 「条約改正論の譲歩時代（社説）」『精神』二一四（明治二六年四月二〇日）五〜六頁。したがって近衛は国民協会の存在にも概して批判的であり（明治二六年三月二一日付井上馨宛近衛書簡、「井上文書」三七六一〜）、後年にも「怪物は飽迄怪物なり」と日記に記している。『近衛日記』一、明治二九年二月二〇日の条。

(109) 大山卯次郎『松岡康毅先生伝』（一九三四）一五〇頁。

(110) 前掲坂井「近衛篤磨と明治三十年代の対外硬派」二〇三、二一五〜六頁。

(111) 『尾崎日記』明治二七年一月二五日の条。この意見書は、『近衛日記』別巻、七六〜七頁、『谷遺稿』上、一二二〜五頁に同じものが所収されている。谷はかねて貴族院が「下等視」されるとの懸念から枢密院の存在を批判しつつも、枢密顧問官の貴族院勅選にはきわめて好意的であり、②には谷の意向が作用した可能性も考えられる。前掲注（71）伊藤宛谷書簡。

(112) 前掲小林『明治立憲政治と貴族院』九〇〜一〇〇頁。

(113) 前掲小林『明治立憲政治と貴族院』一八三〜五頁。谷は一月九日に渡辺清と伊藤邸を訪問しているが、外交問題が議題だったと推測される。『谷遺稿』上巻、九〇〇頁。なお、この忠告書は近衛らの貴族院改革意見書とともに、一月二七日に閣議で回覧されている。

(114) 明治二七年五月一四日付伊藤宛金子書簡、『伊藤文書』四、五

九頁。年代推定は前掲小林『明治立憲政治と貴族院』二一八頁。

(115) 「調停不成立頭末」『読売新聞』明治三五年二月二日。この点については、今津敏晃「近衛篤磨日記」（千葉功編『日記に読む近代日本』二、吉川弘文館、二〇一二）四五〜六頁も参照のこと。

(116) 後に伊藤が政友会創設前に貴族院改革を打診したとき、近衛は興味を示していない。『近衛日記』三、明治三三年八月七日の条。「松岡康毅日記」同七月八日、九月三日の条（前掲大山『松岡康毅先生伝』一五一頁）も参照。なお、伊藤の貴族院改革構想について、前掲小林『明治立憲政治と貴族院』二五五頁、内藤一成『貴族院と立憲政治』（思文閣、二〇〇五）九八〜九頁も参照。

(117) 明治二七年一月三〇日付品川宛安場保和書簡、尚友倶楽部・品川弥二郎関係文書研究会編『品川弥二郎関係文書』七（山川出版社、二〇〇八）二八八頁。

(118) 後年、伊藤博文の旧蔵史料の調査を行った新聞記者の伊藤亀雄によれば、伊藤は、受信した書簡の整理にあたり、近衛の書簡については例外的に自筆の写し（副本）を添付し、大切に保管していたという。伊藤亀雄「指導者としての近衛公（伊藤公爵家の文庫を見る）」（『支那』二五―二・三、一九三四）八五〜九頁。近衛の伊藤観について、「非解散意見」（明治二七年六月一日）『近衛日記』別巻、四六頁も参照。

(119) 園部良夫「昭和一〇年代の貴族院改革問題をめぐって」（『日本歴史』四四七、一九八五）。今津敏晃「一九二五年の貴族院改革に関する一考察」（『日本歴史』六七九、二〇〇四）。

(120) 研究会が躍進したこの改選の政治的意義をいち早く指摘した

ものとして、前掲坂野『明治憲法体制の確立』一三九頁。

(121) 明治三〇年七月一二日付鍋島直彬宛大給恒書簡、福岡市博物館所蔵「鹿島鍋島家文書」二三七二。『近衛日記』二、同六月一日、七月一日の条も参照。

したがって、第二次松方内閣の末期には、当初与党的地位を占めた貴族院会派である懇話会・三曜会と内閣の乖離も、明らかになつていた。たとえば曾我は、大隈の進歩党と提携を断絶した「現今之純薩内閣」について、「元来世人は薩人を非常に高価に買ひかぶり居候。彼等之知力は決して憲法政治杯に堪ゆへき者に非ず、野蛮酋長的に過ぎるも、世人の多数は未だ之を知らず、此度は此内幕之披露開帳に御坐候。勿論此十一議會は大多数を以て政府案を否決し解散せしめざるへからず」と敵意を露にしている。同十一月十七日付吉田孫一郎・十時一郎宛曾我書簡、柳川古文書館所蔵「吉田家文書」E—3—1。

〔付記〕 本稿は、日本学術振興会平成二三〜二四年度・二五年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。また、平成二四年度の東京大学大学院人文社会科学系研究科演習「近代の天皇と天皇制」において、本稿の原型となる報告を行った。貴重なお批判を下された野島（加藤）陽子先生と参加者各位にこの場を借りて御礼申し上げます。